

令和2年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第3日目）

日 時 令和2年9月16日（水曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月16日 午前9時00分

付託議案

（産業部・農業委員会）

第95号議案 令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（教育部）

第95号議案 令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	今井和夫	副委員長	津田晃伸
委員	西本諭	委員	神吉正男
〃	田中一郎	〃	山下由美
〃	飯田吉則	〃	浅田雅昭

出席説明員

（産業部・農業委員会）

[産業部]

部	長	名畑浩一	次	長	谷本健吾
次長兼地域産業課長		寺元久史	次長兼林業振興課長		中村仁志
農業振興課長		北本竜二	農業振興課副課長		茅野雄士
農業振興課副課長		庄昌秀	農業振興課副課長		村上公一
林業振興課副課長		橋本智弘	ひと・はたらく課長		西岡公敬
まち・にぎわい課長		西川晋也	しそう森林王国観光協会課長		大北真彰
ひと・はたらく課副課長		池田大千	ひと・はたらく課副課長		岸元秀高
まち・にぎわい課副課長		川本正史	地域産業課副課長		石垣愉春
地域産業課副課長		清水良祐	地域産業課副課長		石原佐市

[農業委員会]

事務局 長 田 路 仁

(教育部)

教育部 長 大 谷 奈雅子

次長兼学校教育課長 世 良 繁 信

次長兼こども未来課長 中 尾 善 弘

教育総務課副課長 太 田 雅 章

給食センター所長 池 本 雅 彦

教育部 次 長 山 本 信 介

教育総務課長 進 藤 美 穂

次長兼施設整備課長 西 林 文 隆

社会教育文化財課長兼館長 水 口 惠 子

事務局

事務局 長 小 谷 慎 一

係 長 小 椋 沙 織

議会事務局課長 大 谷 哲 也

主 事 中 瀬 裕 文

(午前 9時00分 開議)

○今井委員長 おはようございます。

決算委員会を開会いたします。委員の皆様、職員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いいたします。説明及び答弁は、自席で、着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。

それでは、産業部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

名畑部長。

○名畑産業部長 おはようございます。午前中よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから、提出しております常任委員会の資料に基づきまして産業部の決算の概要を説明させていただきます。

まず最初に、主な歳入では、創設初年度となりました森林環境譲与税5,430万1,000円、商工費国庫補助金として、プレミアム商品券事業に対する補助金2,819万7,000円、農業費県補助金として、中山間地域直接支払交付金5,515万8,000円、多面的機能支払交付金5,625万1,000円、鳥獣被害防止対策補助金647万1,000円、ため池整備事業補助金133万4,000円などの継続事業分を受け入れ、また、林業費県補助金としましては、緊急防災林整備事業補助金2,128万7,000円、混交林整備事業補助金5,148万9,000円、流域育成林整備事業補助金1,422万7,000円、農林業施設災害復旧費補助金として1億1,079万2,000円を受け入れ、財産収入としましては、森林整備等に伴う立木売払収入4,365万8,000円、プレミアム商品券売払収入4,987万6,000円を雑入で収入いたしております。

続いて、歳出では、産業部所管の農林水産業費、予算額14億2,943万1,000円に対しまして支出額が13億3,842万1,813円、商工費、予算額9億4,388万4,000円に対し

まして支出額が 8 億 7,537 万 9,265 円となり、予算に対する執行率は、農林水産業費で 93.6%、商工費 92.7% となっております。未執行額 1 億 5,951 万 3,922 円につきましては、農林業振興各種補助事業、プレミアム商品券事業、産業立地促進事業などの事業確定により精算を行った結果、補助金等の減額が大きな要因と分析いたしております。

また、平成 30 年 7 月豪雨等による災害復旧工事につきましては、農林水産業施設災害復旧費として、予算額 5 億 1,970 万 4,000 円の予算額に対しまして、執行額 3 億 1,393 万 5,133 円を支出し、工事の繰越し対応により 1 億 8,492 万 9,000 円を令和 2 年度に繰り越しております。

令和元年度の主な具体的な取組としましては、農林振興では、有害鳥獣捕獲事業、新規就農支援事業、森林管理推進事業、公有林整備事業及び緑税活用事業を継続的に実施し、新たな森林管理制度創設に伴い、森林環境譲与税を活用した関連事業として、条件不利地間伐推進事業、担い手育成事業、環境教育事業等を展開しております。

商工振興では、産業立地促進事業、無料職業紹介所事業及び定住支援・就活支援事業に継続して取り組み、新たに消費増税の影響に配慮した消費喚起と子育て世代等の負担軽減を目的としたプレミアム商品券事業を実施しております。

また、観光振興では、第三セクターの経営支援として、緊急負担金措置を行っております。

農業共済事業におきましては、経営の広域化と効率化を目的に、兵庫県内の組織一本化の調整が計画どおりに調い、進展いたしまして、令和 2 年 3 月末をもって宍粟市としての共済事業が終了いたしました。

また、農業委員会におきましては、新たな農業委員制度第 1 期の総括年度となり、次期に向けた事業精査や体制づくりに取り組んでおります。

最後に、平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧においては、昨年に引き続き、農地農業用施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業を実施し、全体件数の 7 割強が工事完了となっております。

以上、概要を説明させていただきました。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いいたします。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、本日よろしく申し上げます。

まず、成果説明書57ページ上段の多面的機能支払交付金についてお伺いいたします。

ちょっと質疑の書き方が、ちょっと雑な書き方で申し訳ありませんけども、農地維持、この支払交付金の組織についてですけども、農地維持組織、共同組織、長寿命化組織という、これ3分類の組織があるんですけども、それについての違いと、これがまた重複してもいいのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思っております。

それと、前々からいろいろと言われてます広域化という部分で、いまだに単独集落と複数集落の部分があるんですけども、広域化をすることによってのメリット、その部分をどういうふうに捉えておられるのか、そういう意味で広域化は進んでいるのか、その辺についてお伺いいたします。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 それでは、飯田委員さんからの多面的機能支払交付金事業における農地維持、共同、長寿命化などの分類があるが、その違いと、単独集落、複数集落での組織化の違いがあるが、広域化は進んでいるのかという問いにお答えいたします。

令和元年度においては53組織が取組されておりました。農地維持活動が53組織、資源向上の共同が52組織、長寿命化が34組織ということで、このそれぞれの活動については、農地維持だけでやれる場合と、農地維持と資源向上の二つのパターンと、三つ全部できる場合があります。

組織の構成については、必ず集落ごとで組織する必要はないんですけども、従来から集落で慣例的に行ってきた作業も多いことから、大半の組織が地元集落と一致しております。一部例外として、複数の集落で1組織となっていたり、1集落から複数の組織になっていたりするケースがあります。

組織の広域化については、令和3年4月の事業実施に向け、事業説明とアンケート調査を行ってきたところですが、一部広域化への誤解を招いている組織もあることから、令和2年度中に広域化の再説明と組織の増加や協定面積の拡大を図っていく予定です。広域化のメリットといいますのは、今、アンケート調査でも結果が出ておるんですけども、組織の中で事務手続が複雑やというようなことで、少しでも簡素化を図るために組織の広域化を図るというものです。

現在においては、コロナ禍の影響で参加人数制限や会場設営など諸問題がありま

すので、今後、密を避けた会議の実施を考えているところで、現在、農業をされておられる方においては、9月、10月という時期が大変忙しい時期になっておりますので、11月ぐらいを一応実施することと考えております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 広域化することによって事務手続が簡略化できるという部分と、それと、小さな団体ですと、どうしても予算的な部分で大きな事業ができにくい部分があるかと思うんです。その中で、国50、県25、市25という補助率なんですけども、やる事業によってはかなり金額の差があると思うんですけども、この上限があるのか、また、それによって農地維持に関するもの、また長寿命化に関するものとの上限枠は下がるのか、その辺はどうなんでしょう。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 広域化した場合の予算の用途ということになるんですけども、基本的にはそれぞれの現組織が持たれている予算で執行していただきます。広域化のメリットとしましては、それぞれ計画がない場合はほかの組織のところで使うことも可能となりますので、上限は一応現在の単体での組織が持っている予算ということになるんですけども、広域化することによってそれを共有できるというようなメリットがあります。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 それを聞いておりますと、やはりいろんな意味で、今現状、予算が必要ない組織もあればということになるので、広域化することによってある一定使い回しができるというようなメリット、当然そのことを目指して広域化を進めておられると思うんですけども、今、先ほどおっしゃったように、メリットとかそういうところの分についてまだまだ広報が足りないというんか、皆さんが理解されていない部分があると思うんで、先ほどおっしゃってました説明会というものを早く進めていただいて、できるだけそういうことが、広域化ができるように進めていただきたいと思います。

○今井委員長 では、次行きます。

別の項目で、同じく、飯田委員。

○飯田委員 すみません、それでは、成果説明書58ページ下段の鳥獣対策事業についてお願いします。

捕獲頭数の推移、これを現状、今どのように分析されておられるのか。全体的に一時から比べれば若干鹿なんかは少なくなっているという状況で、その中で、生息数というものをよく新聞なんかでも報道されておりますけれども、全体の頭数についてどのように状況把握ができておられるのでしょうか。

それから、鹿などの残渣処理について、今現状、いろんな動きがあったと思うんですけども、その後どういう状況になっているのかお尋ねします。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 まず最初にですけども、捕獲頭数の推移についての分析についてですが、有害駆除と狩猟期合わせた鹿は、平成28年度が約4,200頭、それ以降は2,500頭前後となりまして、減少傾向にあります。このことについては、一昨日の神戸新聞のほうでも半減したというような記載があったかと思えます。また、イノシシについては、平成28年が750頭、平成29年が250頭、平成30年度が約650頭で、令和元年度が590頭で推移しておりまして、イノシシはほぼ例年並みとなっております。

それと、減容化についてですけども、鹿などの残渣処理についてですが、市内の処理加工施設2施設に持ち込まれた個体について、獣肉加工施設に併設された減容化施設にて処理されております。しかし、加工施設に持ち込まれない有害個体については、狩猟者自身によって処理されていることから、残渣処理については今後取り組むべき問題があるかと思えます。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 この有害鳥獣ですね、その補助金の交付の条件として、個体確認ということになっておると思うんですけども、前は歯だけとか尻尾とかいう形だったんですけども、今は現物確認ということになっておるというふうに聞いておるので、それで間違いないでしょうか。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 現在については、尻尾の現物と、現地で、鹿であれば下あごの歯を取っていただくということで、その提出と、その場で写真を撮っていただくんですけども、全体が写る写真であるとか、その年月日が入った写真ということで提出いただいております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 但馬のほうでは現物をそのまま持ってこんかったら駄目やというような

ことになっておったと思うんです。前、私も産業部のほうの担当していたときに、そういう話もあって、そういうふうにしたらどうかということだったんですけども、どうしても山から出すのが大変だということで、駆除をする漁師さんたちの手間を考えると、どうしてもそこに踏み切れないという状況があったと思うんです。

今のところそれが不正などがなくきちっと行われておるというのであればいいと思うんですけども、おのずと山の中でということになると、不確実な処理が行われるということで、いろんな意味で、ほかの動物に対しての影響とか、そういうことも結構聞かれます。タヌキであるとか、毛が抜けてしまうような病気になつるのが蔓延するとかいうようなこともあったりするという意味で、やはり残渣の処理についてはもっともっと考えていただいて、山中で処分するということがないように何とかできないものか。その辺の、今の現状ではまだもう一步進めていないというのが現状であるというふうに理解したんですけども、そのこのところどうなんでしょう。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 現在、先ほど申しましたとおり、写真の提出であるとかというところで、かなり狩猟者の方にも厳しいなというような声をいただいております。なんですけども、今後、最終処分に至るまでの写真でありますとか、そういうことも考えながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 狩猟者というんですか、猟友会の人々の年齢層もどんどん上がって行って、逆に若い人がなかなかそこに入ってこないという部分で、確実に処分する頭数が減ってくるということもあろうかと思うんですけども、でも、その人たちがいなくなると被害はどんどんまた増えてくるという状況にもなろうと思うんで、その辺の処理の仕方とかいう部分を、何とか狩猟者に全部の荷がかからないようにうまく処理できる方法というのは本当に考えていかなあかんときが来ると思うんで、いろいろと今まで試行錯誤をやっておると思うんですけども、早くそのところをクリアできる状況をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○今井委員長 じゃあ、次、同じ項目で。

西本委員。

○西本委員 よろしく申し上げます。今、飯田委員からあったんですけども、まず、捕獲従事者のことで書いてあるんです。私の勘違いかもしれないんですけど、わな

で5人分、21万円ということになってるんですけど、これ以外もあるかなと思うんですけど、ちょっと説明をお願いします。

それから、2番の利活用、残渣のほうは今お話しいただいたんで、利活用の状況を教えていただきたいと思います。

以上です。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 まず、1点目の獣害対策事業における捕獲従事者の育成の状況についてですが、有害鳥獣捕獲従事者確保事業にて行っておりまして、新たな狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲事業への協力が見込める狩猟者に対し手数料の経費を助成する事業となっております。令和2年度の実績は、わな免許の新規取得者が5名になっておりまして、そこに助成をしております。猟友会宍粟支部に所属するわな猟取得者の累計は108名というふうになっておりまして、平成21年度以降で約7割の方がこの補助事業を利用されておりますので、効果のある事業だというふうに考えております。

続いて、利活用・残渣処分の現状ということで、利活用・残渣処理の現状についてですが、獣害対策事業にて捕獲された有害個体の一部を市内の獣肉加工施設、2施設あるんですけども、によって食肉やペットの餌として利活用、有効活用しております。加工施設に持ち込まれた個体の残渣は、加工施設に併設された減容化施設で処理されとんですけども、また、狩猟期間中、冬季中も捕獲された個体について扱いをしております。

ただし、その2施設については、施設自体がそんなに大きくなく、日当たり5頭とかいう、数が限られてきますので、全ての個体がそこに行ってるということでもないですし、銃で捕獲した鹿、イノシシについては、当たりどころによっては、食肉やったりとか、そういうフードにならないという個体もありますので、全てがそういうふうにはなっていないということになります。

以上です。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 その場合はそのまま残渣処理のほうに回るわけですか。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 猟友会のほうで捕っていただいた鹿で、施設へ持っていかないものについては、先ほど申しましたとおり、狩猟者のほうで責任を持って処分していただくというようになっております。

○今井委員長　じゃあ、次の項目行きます。

飯田委員。

○飯田委員　それでは、成果説明書59ページ上段の新規就農・定住促進事業についてお伺いします。

この委員会資料の46ページにもありますように、3年間継続で100万円ずつ交付されておるといふ状況がこれでは見てとれるんですけども、この方たちの営農状況についての把握はきちっとできておるのかということと、取りあえずそのところをお願いします。

○今井委員長　北本課長。

○北本農業振興課長　新規就農者3名の営農継続への100万円が交付されているが、営農状況について把握できているかということにお答えいたします。

新規就農支援事業により交付を受けた3名の方についての現在の営農状況について報告します。先ほど資料のほうの46ページなんですけども、新規就農・定住促進奨励事業が平成27年度からありまして、表の左上、平成27年度、一宮地域の方については、3年間で終了しまして、現在、令和元年度で支払った3名については、平成29年度の波賀地域の方、平成30年度の千種地域の方、同じく平成30年度の一宮地域の方という、この3名がそれぞれ100万円ずつをもらったということになっております。

営農の状況についての報告なんですけども、営農状況の把握については、毎年最低1回以上の奨励金受給者や受給終了された方を訪問して営農状況を聞いたり、個別相談に努めております。令和3年度の3名の方が対象となっておりますので、まず最初に、3年目となった波賀の方は、滋賀県のほうから移住されまして、夫婦で営農されております。営農は主に露地野菜、施設野菜、果樹などを栽培されておりまして、特に最近は女性に評価の高い果樹などを使ったジャム作り等に精を出されております。次に、2年目の千種の方についても、大阪から移住されまして、水稲及び野菜栽培をされておりまして、また、複合経営として、古民家を再生した農家カフェも経営されております。同じく2年目の一宮の方については、水稲と野菜栽培を行ってございまして、レタスの水耕栽培にも力を入れられてございまして、いずれの方も地域の農業の担い手となるために、農地の有効活用や適正な保全管理の下、活性化に努められております。

以上です。

○今井委員長　飯田委員。

○飯田委員 この新規就農という定義、これは一応宍粟市内に在住の方でも、転職と
いうか、脱サラみたいな形で農業をやろうという方にもこの交付金は当たるのか。
それと、上限が100万円という形の奨励金ということになっておりますので、この
上限100万円の考え方についても伺いたいと思います。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 まず、市内在住で誰でもかというようなことについてなんです
けども、まず、この事業については、将来、地域の担い手となるということを目的
としておりますので、農業といっても一概に、必ずしも、地域の担い手になるべき
方と、自己完結型といいますか、自分の利益のためにやられる方もおりますので、
将来性、地域のためにやっていく農業を考えられておられる方については、この事
業が適用されていると思います。

補助金の100万円の妥当性についてなんですけども、まず、上限を100万円としま
して、補助金が2年目以降は収益が、総所得が100万円以上の場合にはまた100万円か
ら下がっていくというようなことで、最大100万円としておるんですが、妥当性に
ついては現在ちょっと精査できておりません。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 2年目からの農業所得が要は100万円を超えてない、超えた方について
はどうかと、要は本当に農業で生計を立てていこうとしておるけれども、そこま
でのあれない方については、上限の100万円を奨励金として交付するという形のよ
うに今お伺いしたんですけれども、実質、確かに就農して2年や3年でそんなに生
活できるほどのことにはなかなかかならんと思うんですけれども、考え方の部分で、
定住促進の部分が重きなのか、新規就農が重きのかというんはちょっとはっきり見
えてこない部分があるんです。そういう意味において、その辺のところをきちっと
精査していかなければ、何かあやふやな形で、本当の意味での就農という部分がで
きないのかなと思うんですが、その辺のところをお願いします。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 まず、新規か定住かというようなことで、まず、これについて
は、新規でされる方についての補助金100万円ということと、定住のほうについて
は、具体的に波賀町の安賀地区のほうで1軒家を借りておりますので、そこに入っ
ていただいて地域の方とやっていくいうもので、新規と定住というものはちょっと
違う部分で成り立っております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 すみません、質疑があやふやな質疑で、回答のほうもあやふやになってしまって申し訳ないんですけれども、新規就農というその部分については新規でないと駄目なんですけれども、要は就農していただくという部分についての、そこに重きを置いていくと、どうしても上限100万円の考え方が必要になってくると思うんですけれども、兼業で農業をやりながらという部分になってくると、定住のほうに重きが行くんじゃないかなと思うんですよ。そういう場合については、この100万円が本当に妥当なのかどうかという部分、要は農業をしながらほかの仕事もして定住していく、そういう方もいらっしゃると思うんです。農業だけでは食べていけないというので。そういう中で、仕事がある程度、どっちが重きになってくるのかなという部分があったりするので、そここのところの考え方をはっきりさせとかないと、ただ単に農業やりますよ、移住してきましたよ、定住しますよという形の方には100万円が3年間無条件で渡されるというのはちょっと考え方が違うんかなというところをお聞きしとんですけれども、どうでしょう。部長に。

○今井委員長 名畑部長。

○名畑産業部長 この制度につきましては、新規就農ということで、特に初期投資の部分、当然非常に大きな金額がかかるわけです。当然100万円では足りないんですけど、100万円の金額が多い少ないという議論はありますけれど、一定その部分も重点的に3年間程度支援していこうというところが重きになっております。以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 すみません、そこはそうなんですけれども、今言ったように、じゃあ農業だけのためにお金をかけてやっておられる方、逆にそれだけでは難しいから、どこかに仕事を求めて、それプラス農業をやるという方があれば、その場合、そこをどういうふうに捉えるのか。対象者として、要は農業で頑張ってくださいよというものなのか、要は農業をしながら定住してもらおうという部分に重きを置いておるのかという部分ですよ。言いたいのは。

だから、産業部としては農業を主体とした生計を立てていただきたいというのが狙いでしょうけれども、来る方にとっては、こっちに住みたいいうんが重きで、それにこの補助金があって、それに乗っかってきたけれども、農業では食っていけないから、仕事を求めて仕事をすると。じゃあその仕事が主になってしまう場合もあると思うんですよ。だから、その辺の考え方をきちっと持っとかんかったら、い

ろんな意味で最初の狙いと違う部分に行ってしまう可能性があると思うんで、その辺のところを今お尋ねしてますけど。

○今井委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長 この制度の成り立ちからになってくるんですけども、そもそもは国の農業次世代人材投資事業というのがありまして、こちらが今は対象が50歳に引き上げられてますが、当時は45歳までが対象となっていました。こちらのほうが年間150万円の資金になってます。その対象年齢を超えた方に対しても何か支援ができないかということで市のほうで考えたのがこの新規就農制度でございまして、150万円を参考に補助額は100万円とさせていただきまして、目的としましても、将来的には地域の担い手となっていただくようなことも想定してこの制度が成り立っております。そういうことから、新規就農された方については、就農の部分で地域の担い手となっていただきたいという思いであります。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 すみません、話が、私の言い方がおかしいんかもしれんのですけども、その部分については分かるんですけども、だから、その方が本当に農業として成り立つのかという部分があるでしょう。実質。だから、その辺のところを前面に押し出して話をしていくと、じゃあ農業そんなやってないじゃないかということになりかねないのでね。要は、そういう形で入ってきたけれども、そこに定住していただいて、農業は主になってないけども、その地域で住み着いていただくということがあれば、それで一応目的は達成できるんだという思いでそこを進めているのか、いやいや、もっときちっと農業をやってくださいよという思いなのかという部分です。お尋ねしとんは。

だから、その辺のところをきちっとしとかんかったら、あやふやなままこの制度を利用してしまう方が出てくると思うんですよ。一定農業やるいうてちょっとやっとなら3年間は100万円もらえるがなという感覚でおられると困ると思うんですよ。このお金を使う以上はね。だから、その辺のところをきちっと考えた上で進めさせていただきたいなと思うんです。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 この事業が、新規就農者として、将来農業者としてやるいうことで、専業でやることとなっております。収入については、先ほど申したとおり、増えた場合は100万円が下がっていくというようなことになるんですけども、将来的には認定農業者になって宍粟市のほうで活躍されるというようなことで、自己完

結型でなく、全体を通してできるような方を審査していくような審査会も持っていますので、それで通った方に新規就農者というようなことで100万円を出しております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 その回答をいただきましたかったです。そういうことで、要はこの300万円をずっともらえた方というのは、要は今現状は農業をなりわいとして何とか頑張っていこうという方であるというふうに考えていいというわけですね。分かりました。

○今井委員長 続いて、同じ項目で。

津田委員。

○津田委員 それでは、同じところで質疑させていただきます。今回、目標設定で新規就農者2名以上の目標を掲げられて、今回至らなかったと。その辺の部分の具体的な理由の部分の検証をされているのか、お願いします。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 新規就農・定住促進奨励事業の目標達成できなかった具体的理由についてお答えいたします。

これについては、当該事業と同様に、国の農業次世代人材事業というものがございます。その制度では、申請時の年齢制限が原則50歳以下までを交付対象としておりまして、新規就農のほうについては年齢制限を55歳と設定いたしております。令和元年度の新規就農の相談は6件ありました。そのうち審査を経て2件の方が審査を通ったわけなんですけども、その2名の方については若年層であったため、国事業の申請を進めて対応いたしております。結果として令和元年度の新規就農・定住促進奨励事業での数値はゼロとなっておりますが、市内在住の新規就農者は2名が増えたというようなこととなります。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 先ほどの答弁聞いててその辺は分かったんですけども、実際、今継続されて3名の方に交付金出されてる中で、その方たちに実際、声を聞いて、この制度自体で実際来られた方の話を聞いて、この制度自体のいいところとか、何が足りないのか、もっとこうしてほしいとか、そういう声を聞いたりとか、実際この制度をもっともっとやっぱり活用して、定住者、移住者を増やしていこうという制度だと

思うんですけども、その辺の部分の、実際に来られた方の意見とか聞いて、今後の参考になるような話ってなかったんですかね。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 当該事業についての相談であったりとか意見というものよりは、市内において今後農業をどうしていったらええのか、ほかにどうすべきであるかというようないろんな意見を伺ったりはしておりますけども、現行の新規就農事業であれば、100万円が妥当かどうかというようなこととかも受けております。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 いや、ですから、実際来られた方が、今この制度を受けられている方は非常に満足されていると当局として判断されているのか、まだ足りない部分が今後あるのかとか、その辺の検証とかですね。実際、令和元年度で6件の申請があって2件しか通らなかった。じゃああと4件の方は、求められている方は、じゃあその人たちは何が足りなかったのかとか、どういうふうにしてやっていけばもっと増やせるのかって、その辺の検証というのはされたんですか。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 4名の方については、検証の結果落ちたということではなく、まず、地域の担い手等になるというような話の中で、本人が考えておられる農業のスタイルとは違っていたというふうに理解しております。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 あと、今、実際交付受けられている方の満足度に関しては、十分満足されてるという見解なんですか。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 それぞれの方の満足度についてはちょっと確認はできてないんですけども、おおよそ満額の100万円という形で出ておりますので、満足していただいている事業だと考えております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 今後ある程度その辺の検証をもう少し、実際来られた方が何を求めて来られてるのか、その辺の話をしっかり吸い上げていかないと、事業を継続していく中で、どういう制度を持っていけば、つくれば、もっと移住者を増やせるのか、新規就農者を増やせるのか、その辺の今現在来られている方のヒアリングって非常に

僕大事だと思うんです。そういったことをもう少し落とし込みしていかないと、この制度自体が、どうぞ使ってくださいという、新たに人を呼び込むような制度になってこないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 就農された方については、この新規就農者についてもそうなんですけれども、最低年1回以上の確認、相談を受けております。また、つちのこクラブであったり、認定農業者さんのほうからも、ほかの会を通していろいろな意見を求めたり、再生協議会等でも意見を伺ったりして、前進できるように考えております。

以上です。

○今井委員長 じゃあ、同じ項目で、次お願いします。

西本委員。

○西本委員 今お話お聞きしてて、何か分かったような分からんような話になってしまったんですけど、シンプルに、令和元年の3名に奨励金を渡した、そして結果的にゼロ、この、シンプルに説明してください。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 すみません。3名については令和元年度ではなく、それより以前に新規就農者として、3年間100万円ずつを出す事業ですので、継続者3名ということになります。令和元年度については、次世代人材のほうに2名の方がシフトしましたので、新規就農・定住促進奨励事業のほうではゼロになったというような結果です。

以上です。

○今井委員長 じゃあ、次、同じ項目で。

山下委員。

○山下委員 同じ項目で、ほぼ同じような内容で、私もちょっと分かりにくいところを質疑させていただきたいなと思います。

今現在、令和元年度、この資料46ページにこの3名の方が100万円受けられて、それで、現在、具体的な生活の状況といいますか、先ほど滋賀県から来られた方がとか、大阪から来られた方がとか、そういう具体的なお話しして下さった、その部分が比較的よく分かりやすかったので、再度そういうお話、もうちょっと詳しくしていただきたいのと、それと、将来的には認定農業者として専業ですることとなっているというふうに言われたんですけども、そこに至ることに対しての御相談とか、そういったことがあるのかどうかを教えてください。

○今井委員長 北本課長。

○北本農業振興課長 新規就農の3名の方について再度御説明いたします。

まず、波賀地域の方については、夫婦で一緒に営農されているというようなことで、昨年、御主人のほうで農作業中にちょっとけがをされたということで、今年ちょっと予定していた農作業になかなか進んでいないという現実なんですけども、波賀地域の方については、先ほども申したように、女性受けのあるジャムとかを作って、加工食品として出していきたいなというようなことを申されております。

千種の方についても、農家の傍らで古民家でカフェをしております。平日の昼過ぎに一度伺ったことがあるんですが、かなりお客さんが入って、十分な話ができなかったというようなこともありましたので、今後もやっていけるというふうに考えております。

また、一宮の方についても、水耕栽培のほうでレタスをしていく、それをもっと規模を拡大していくというようなことで、3名の方それぞれ特色のあるやり方で将来性を持ってやっておられると思います。

以上です。

○今井委員長 そしたら、次の項目移ります。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、成果説明書の63ページ上段、森林整備推進事業についてお伺いいたします。

今回新しくできました森林環境譲与税の対象事業ということで、条件不利地間伐事業という部分があるんですけども、今回1か所でよかったんですかね。施業数が1か所だけだったというふうに見てとれるんですけども、それでよかったんでしょうか。その理由についてお伺いしたいんですけども。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 飯田委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度の施業箇所数なんですけども、1か所ではなくて14か所で、51.3ヘクタールを実施しております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 勘違いしておりました。この条件不利地なんですけれども、結局これは切捨て間伐ということで行われておると思うんですけども、もともとが切捨てしか方法がないという状況だと思うんですけども、谷あいであるとか、そういうところの部分について、そのままでいいのか、その処理についてはどういう条件で行

われておるのか、ちょっとお伺いします。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 当事業の切捨て間伐の考え方なんですけども、今おっしゃられるように、この事業といいますのは、特に林道、作業道とかが、やっぱり入らない場所だったり、あるいは奥地等々、いわゆる非経済林となってしまうような、そういった条件の悪いところで行う事業になっております。これにつきましては、切捨て間伐ということで、間伐材をまず切って、それから、その切った材を、県民緑税の緊急防災林整備事業等を活用いたしまして、土留め工代わりにさせていただきます。そういった事業でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、今の説明ございました、抱き合わせ事業という形で進めるとということなんですか。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 基本的にはそういうことでございます。

○今井委員長 じゃあ、次お願いします。

浅田委員。

○浅田委員 おはようございます。お願いします。

私もその条件不利地の間伐事業ということで、ちょっと尋ね方が非常に申し訳なかって、すみませんでした。要は何がお尋ねしたいかというのは、令和元年度からこの森林環境譲与税というのが始まりますので、その前段として僕は税の活用について一般質問もしたことがあるんですけども、要はこの税の活用、初年度ということなので、税の活用についての考え方を尋ねたかったんですわ。特に条件不利地の整備に対する考え方をお尋ねしたいなというふうに思っております。

ですから、要は今、初年度ですから、年々事業を、年度を重ねるごとにいろいろと制度の運用の見直しも行われると思うんですけども、税の初年度としてはどういうふうな事業地の選定を行ったのかとか、これから例えば事業地の選定でも防災面を優先して行っていこうとされたのか、その辺の考え方を少し説明をお願いしたいと思います。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 今、浅田委員の御質問にお答えします。

事業実施区域の選定方法、いわゆる考え方につきましては、まず、林業事業者の方から事業地の承認申請というのを市のほうにさせていただくわけなんですけども、

その段階で、市が経営計画を立てれる山かどうか、そういったところを検証させていただくと。まず、基本的にはそういう経営計画立てられる山のほうに市のほうとしては誘導していこうと。それがこれまでの森林環境譲与税に取り組む以前からやっておる造林事業なんですけども、それがどうしてもできない事業地ですね、そういった部分について当事業を承認しようという考え方で、今回、令和元年度から進めているところでございます。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 当然そういうことになります。確かに宍粟市、森林面積広くて、特に経営的に成り立つ山というのは少ない。要は条件不利地のほうが多い。そうなる、行政のほうで管理をとということになってくるのが想定されると思うんですね。ですから、そういう意味において、この税の活用をいかに市として対応していくのか、条件不利地を、防災面も含めて、どういう自然を守っていくのか、そういう考え方の、いわゆる計画策定の考え方っていうふうに書かせていただいとんはそういう意味合いなんですわ。今後どういうふうな考えの下、この森林環境譲与税を活用して、この機能を、森林の持つ多種多様な機能を生かしていくのか、守っていくのか、そういうところの考えを、現在、初年度ですので、そこまでは行ってないと思うんですけども、また何かそういう、こういうことを今想定してるんだということもありましたら、お尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 今、私どものほうの考え方としましては、従来から実施しております、意欲のある森林所有者が持つ森林ですね、いわゆる森林経営計画立てれる山、これについてはこれまでどおり進めていくと。それから、今回、森林環境譲与税を配分されまして、特に未整備森林、意欲のない森林所有者が持つ森林整備ですね、そちらのほうを今積極的に整備を考えております。この二つの森林管理というものを、両輪を並行して進めることで、早急な森林整備につなげていきたいというふうに考えております。

今回の条件不利地の間伐推進事業についてですけども、今、宍粟市のほうで展開戦略を今考えておるんですけども、その展開戦略の中の一つの項目として今実施しております。今後また新たな事業施策についてまた我々のほうで提案させていただく中で、また議会の方にもその辺公にできるようになりましたらまた御提案させていただきますので、また御検討いただきたいというふうに思っております。

○今井委員長　そしたら、次の項目へ移ります。

飯田委員。

○飯田委員　それでは、成果説明書65ページの上段、移住・定住支援事業という部分でお願いします。

平成27年から令和元年の5年間累計の目標は移住50世帯というふうにされておったんですが、平成30年で54世帯というふうに目標達成をされた状況、このことについてどのように評価しておられるのか。また、令和元年度の事業展開をどのように進めてきたのか。また、定着率はどのようになっておるのかという部分についてお伺いいたします。

○今井委員長　西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長　それでは、私のほうからお答えをします。

平成27年度から、当時でいう平成31年度までの目標、移住世帯の目標を立てた当時は、空き家バンク制度を運用している中で、大体移住世帯が6世帯、7世帯の当時に、年間10世帯は移住を目標としようということで5年間で50世帯という目標を立てておりましたが、その後、空き家バンク制度につきましては、県下でも早くから制度を運用していく中、今でいう定住促進コーディネーターとかの親切丁寧な対応とかで成約件数も登録件数も伸びてきておる。また、森林の家づくり応援事業としまして、市外の方が転入して新築の住戸を建てられたときに補助金を出す制度もつくっていった中で、移住世帯は急激に伸びてきており、結果として平成30年には既に54世帯にはなっております。

今、宍粟市の実施している移住に対する制度がしっかりと機能しておるという評価はしておりますが、これで満足するわけではなく、引き続きやっていくということで、令和元年度も事業を進めてきております。平成30年度に空き家の調査をしたんですけども、その中で、活用できる空き家と判断した持ち主さんに対してアンケート調査を取る中で、空き家バンク制度の紹介をして、ぜひそれに登録していただけるように案内文書も送付しております。その結果、これまでで最も多い54件の空き家が新規登録されております。その分紹介する空き家が増えた分、成約数も過去最高となりまして、空き家を活用した人口減少対策に取り組んでいったということでございます。

あと、定着率なんですけども、移住者の方について、今、定住促進コーディネーター等が、不定期ではありますが、訪問していろいろお話を聞いている中での把握している数値なんですけども、9割以上、100%に近い方が移住に対して満足しておる

というふうにお答えをいただいております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。空き家バンクの活用、また定住促進コーディネーターの活躍という部分でかなり伸びてきておるといふ今の回答でしたけれども、90%以上の方が満足して定着されておると。逆に言えば、10%は何らかの理由で定住できなかったという部分が、聞くところによるとそうなおるといふことなんですけれども、その辺のところについて、どういうふうな問題があったとかいふ部分についてつかまれていますか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 実際、正確に90%、10%という数字をつかんでいるわけではないんですけども、私どもで今、転出された方の事例は2件把握しております。1件は、移住されて犬を飼われていたんですけども、その犬がすごくうるさくて、近所とトラブルになって、結果、引っ越しをされた事例と、あと、移住されたんですけども、体調を崩されて、大きい病院のそばに、父親が体調を崩されたんで、大きい病院の近くに子どもさんが引っ越してすぐに対応できるようにしたいというような格好で転居された事例が1件、把握はその2件をしております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 その近所トラブルなんかの分については、やっぱりコーディネーターの方とか担当とかが、その辺のところの仲介というんですか、は何かされたんでしょうか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 実際細かい話で言えば、民同士の、自治会の中の住民同士のトラブルになってきますので、最後まで仲介に入るとか、そういう部分はございませんけども、先ほども言いましたように、アフターフォローとして不定期ながら回っている最中にいろいろ近所とこんなことがあるんやとかいふ話については、こういうふうにしたたらどうやとかいふような感じで、一定丸く収まるような格好でアドバイスとかはさせていただいている状態です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 そういう場合に、この人は要は市外へ転出されたのか、市内で移動されたのか、その辺のところについてつかんでおいでですか。

○今井委員長 西岡課長。

- 西岡ひと・はたらく課長 先ほど申しました2件は市外への転出になっております。
- 今井委員長 次をお願いします。
- 津田委員。
- 津田委員 先ほど飯田議員の答弁の中で大体聞けたんですけども、私のほうから、移住世帯が減った要因としてどういうところを分析されてますでしょうか。
- 今井委員長 西岡課長。
- 西岡ひと・はたらく課長 前年度と比べまして空き家バンクでの移住世帯は5世帯減少となっております。空き家バンク制度自体の話は、先ほども申しましたように、好調で、物件数、成約数とも過去最高にはなっておるんですけども、空き家バンクの成約というのは市外の方限定ではなくて、もちろん市内の方も利用できる状態になっております。平成元年度につきましても、市内の方の成約が多かった分、結果的に市外の方の成約が少なくなっていたということでございます。
- 今井委員長 津田委員。
- 津田委員 分かりました。そしたら、令和元年度は市内の方が移動されたということなんですね。件数が多かったということですね。
- 今井委員長 西岡課長。
- 西岡ひと・はたらく課長 そうでございます。
- 今井委員長 津田委員。
- 津田委員 あと、移住者の満足度と定住率の件はお聞かせいただきましたので、次、この通勤・通学費助成事業で、何名の方の定住化につながったのか、その辺をお願いします。
- 今井委員長 西岡課長。
- 西岡ひと・はたらく課長 この制度、平成27年度から運用しておりますが、平成27年度から令和元年度のまでの間、助成は実人数50名の方に対して助成をしておりますが、そのうち11名の方が就職先を宍粟市もしくは宍粟市から通勤できる範囲の姫路市等として選択されて、宍粟市に定住されております。
- 今井委員長 津田委員。
- 津田委員 実際じゃあ50名中11名しか残らなかったと。あと残りの方に関しては全て市外に出てしまったということなんですか。
- 今井委員長 西岡課長。
- 西岡ひと・はたらく課長 結果的に、この制度自体が宍粟市に定住しなさいという制約が実際あるものではないので、例えば大学で神戸の大学に通学されて、そのと

き制度を使われていた方で、結果的に就職が例えば横浜だったり大阪だったり、通勤するのが無理なので転出された事例があるのは事実です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 実際この制度自体の、例えばどれぐらいの方の定住につなげるために制度的に設けたのか、今後、それが具体的に目標値に対して成果が出ているのか、その辺の検証はどういう検証、見方をされてるんでしょうかね。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 この制度、先ほども言いましたように、平成27年度から運用しております。一度失効が平成29年度末予定だったんですけども、その時点で成果の検証というのがあくまでも短期間であるということでできないと。現行制度のまま3年間延ばさせていただいております。今年度末でちょうどまた失効予定となっておりますので、今現在、先ほど申しました数字等々ある中で、あと議会のほうからもいろいろ御意見をいただいております。それらを参考としながら、今、費用対効果等を十分検証して、事業の継続の可否も含めて検討を続けているところでございます。

○今井委員長 続いて。

西本委員。

○西本委員 話、大体把握はできましたけども、世帯数として117世帯ということなんですけども、歩留り率、いろんな条件とかいろんな状況がございまして、歩留り率のデータがあれば教えてほしいということと、また、その世帯の年齢層のデータがあれば教えてほしいということです。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 すみません、歩留り率というのが、定着率というふうにちょっと判断してお答えさせていただくんですけども、先ほどまでも申しましたように、主に9割以上の方がとどまっておられるという状態でございます。

あと、年齢別の移住者なんですけども、あくまで移住されたときの世帯主さんの年齢で分けしたものの、整理したものがありますので、その数字なんですけども、世帯主さんの年齢が20歳代のときに移住された方が12世帯、30歳代のときに20世帯、40歳代のときに38世帯、50歳から64歳の方が世帯主さんのときに23世帯、あと65歳以上が24世帯で、合計117世帯となっております。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 住まわれている人の数なんかは押さえてないわけですね。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 これもあくまで転入されたときの人数にはなるんですけども、117世帯で294名と整理しております。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 それと、ちょっと通告してないんですけど、先ほど犬のトラブルで出ていかれたということがあったんですけど、事前にそういう犬を飼うんだという意向があって、それを例えば近隣にお話をするとか、そういう丁寧なあれはなかったんでしょうか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 個別の案件についてそこまでの把握はしてないんですけども、当然、市外から人が入ってこられる中で、一番最初に空き家バンクの利用者登録をされるときに、移住されるに当たって、自治会なり自治会長さんへの挨拶だったり、隣保付き合いのことについてはちゃんとしてくださいというようなことを説明させていただいて、その確認をしていただいております。空き家バンクに登録している物件の中でも、ペット可のもの、不可のもの、いろいろありまして、物件を登録される本人さんがペット可としておるけども近所が駄目だから飼えないよというのは、私どもからなかなか言えないものでもありまして、そこはもう本人さん同士でそこは丁寧な対応をしていただくようお願いしております。

○今井委員長 同じく、同じ項目で。

山下委員。

○山下委員 それでは、同じ項目で質疑をさせていただきたいと思います。

先ほどほぼ私が質疑させてもらってる内容のお話が、御説明がありました。それで、ちょっともう少し質疑させていただきたいなと思ったわけですが、平成27年度から令和元年度まで、移住世帯数累計117世帯、人数で言えば294名の方の90%以上の方が現在もこの宍粟市に定住してくださっていると。そういう理解でよろしいですか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 厳密に言いますと、別に住民票を確認をしているわけではないので、数字が出てこないのと、世帯数として伺った、訪問した先の世帯が90%以上満足されているという結果を持っている、定着されているという結果を持っているので、必ずしも人数としてそうかいうのはちょっと把握をしておりません。

○今井委員長 山下委員。

- 山下委員　そういうことですが、9割以上の方が定住されているという捉え方で考えましたら、かなり定住コーディネーターの人々の御苦労というのかなりあると思うんですが、何かその御苦労なことによる相談とかはあるものなんでしょうか。
- 今井委員長　西岡課長。
- 西岡ひと・はたらく課長　個別の案件についての明言は避けさせていただきますけども、先ほども申しましたように、訪問したときにいろいろと相談を受ける、近所とちょっとこういう問題が起きておるんだというようなことを相談されて、そこをコーディネーターのほうでアドバイス、的確なアドバイスをさせていただいて、問題が解消した事例も何件もあることは把握しております。
- 今井委員長　山下委員。
- 山下委員　この令和元年度、1月、2月、3月とコロナ感染症、これの問題が起きてきたわけではありますが、移住・定住支援事業に対しての変化といたしますか、どういったものがあつたのか、ちょっと教えていただけませんか。
- 今井委員長　西岡課長。
- 西岡ひと・はたらく課長　月ごとにどうかという数字、細かい数字まではつかんでいないんですけども、この新型コロナウイルスの拡大に伴って、空き家バンクの案内、物件の案内のほうも、令和2年度になってからですけども、少しの間停止をしておりました。が、今いわゆる大都市のほうでコロナの影響というのがまだまだある中で、国民の方が地方に移住志向の方もいらっしゃるという中で、いろいろと問合せは今増えているような状態にはあります。
- 今井委員長　それでは、もう一方お願いします。
- 神吉委員。
- 神吉委員　私も移住・定住支援事業のほうから、私は通勤・通学費の助成事業のところで伺います。
- 事前に通告しておりますとおりになんですが、まず順番変えまして、県外とされている対象者は学生かというところなんですが、令和元年度、助成者が16名で、県内が12名、県外が4名となっております。この4名とは学生の方なのかというところをまずお願いします。
- 今井委員長　西岡課長。
- 西岡ひと・はたらく課長　県外の4名は全て学生となっております、大阪とか岡山に通学されている学生さんでございます。
- 今井委員長　神吉委員。

○神吉委員 先ほどの答弁の中では、大学卒業するとやはり就職先が県外になりがちだというふうに答弁されておられました。当然そうだと思うんですが、大学のほうでの就職先案内は県外から来るものですからね。それはしようがないだろうと思います。そこで私がいつも気になっていたのが高校生のことなんですが、高校生の場合は大概、もしかしたら帰ってくる人が多いかもしれないというところで、以前から議会の中でも課題になっていると思うんですが、高校生の通学を対象とすることは検討されたのか、大学とは違って戻ってくる率が高いのではないかと想像するんですが、いかがでしょう。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 このことにつきましてはこれまでもいろいろと御意見をいただいておりますけれども、実際、市外の高校に通われる方、高校生というのが毎年100名程度、もちろんそれは西播磨とか、姫路とかの方もいらっしゃる上での100名ぐらいなんですけれども、それぐらいいらっしゃいます。それと、宍粟市内に県立高校が3校ございます。その存続の問題とかも今いろいろある中で、市外の高校に通われる高校生に対して助成のことを拡大していくというのはなかなか難しいのではないかとこのところ、令和元年度、令和2年度についても結果的に対象とはしておらない状態でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 というような検討はされているということは理解するんですが、卒業後の進路を考えますと、令和元年度においても、ある一部の方、もしくは全体的に県外へ流れやすいということもありますので、そこはさらなる調査をしていただきたい、研究をしていただきたいと思います。

というのも、感触的なことですが、市外の高校、もしくは阪神間へ行かれる方、もちろん西播磨だと先ほど言われたことが適合されるかもしれませんが、阪神間へ行かれているような高校生の方々は、どういう思いで行かれて、その後どうされているのか、そういうところを調べていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点なんですけど、通勤・通学でないところなんですけど、移住・定住の絡みの中でお聞きします。市内で移住することもできるという空き家バンク制度ですが、先ほどたくさんの方がおられると言われましたけれども、市内、市内の移住はどれぐらいの割合でおられたのかというのを数字をお持ちですか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 まず、通勤・通学につきましては、先ほど飯田委員の答

弁でも申しましたように、いろいろと検討を今回させていただく中で、それも一定考えながらさせていただきたいと思います。

空き家バンクの市内の移住の件ですけれども、正確な数字は今ちょっと持ち合わせておらないので、具体的な数字としては言えないんですけども、市内の方ももちろん利用できる中で、一定数あるのは事実なんです。ただ、ちょっと実数を持ち合わせておりませんので、ちょっと後から報告させていただきたいと思います。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 先日も2階の受付のところにはたくさんの方が来られてて、ものすごく空き家バンクは好評だというふうに感じております。ただ、私の地元での登録数があまり伸びてないので、そこへの移住が進まないというのも課題だと思っております。できればいろいろな地域を、山間部も含めてですけれども、いろいろな地域で募集をしていただきたいと思いますと思いますが、この空き家バンク制度の市民からの申込みに対する取組はどう捉えておられますか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 空き家に関しては、所有者の方に実際には管理する義務が生じておる中で、長年市外に出ているのにずっと空き家を管理していくというのが苦痛になっておられるような話も聞いております。その中で、今回、令和元年度に空き家バンクの案内をしたところ、多数の登録があったように、所有者の方にとっても、あと空き家バンクを利用して移住したい方にとってもメリットのある制度となっておりますので、これからも引き続き制度を周知しながら、できるだけ物件を登録していただく、成約が伸びていくように頑張っていきたいと思います。

○今井委員長 それでは、もう一方お願いします。

飯田委員。

○飯田委員 続きまして、成果説明書67ページ上段の産業立地促進事業についてお伺いします。

この事業はもともとは市外から企業誘致という形のものが当然であったんですけども、市内の企業が市外へ流出することにも対応しようという形での事業になっています。その効果についてどのように評価をされておるのか。課税免除であったり助成であったりというものが、それ以上の効果を生んでいるとお考えでしょうか。お伺いいたします。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 私のほうからお答えします。

この市内企業の市外流出防止を食い止めることにつきましては、市外の企業が入ってくる場合と同様に、税収面、もし市外に出られたら税収がなくなってしまうという面とかも考えましても重要なことだと考えており、適用しております。令和元年度に産業立地促進条例に基づいて指定した業者は7事業者ありますけども、市内事業者や工場の市内移転、増設というものも多くなっておりまして、本事業が市外への流出の防止に一定の役割を果たしていると考えております。

続きまして、課税免除、助成がそれ以上の効果を生んでいるかという点ですけども、今も申しましたように、市外に転出してしまうと、その時点で税収とかもなくなってしまうという観点から考えても効果はあるのですけども、助成をすることに対して効果があるのかという部分につきましては、あくまで個別の試算の数の話になりますけども、課税免除と助成を終了した後おおむね10年から15年程度で助成した額の分の税収が入ってくるという試算はしております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、今現状では評価に至っていないという部分で、まあまあ流出を防げたということを第一義的に評価するという状況にあるということと理解しました。

企業誘致といいましても、なかなか宍粟市内にはそういう場所が、市が所有する場所というのも限られてますので、なかなかできないと思うんですけども、一定逆に北部のほうから南部へ出てしまうということで、北部が過疎化に拍車がかかるというような状況もありますので、またその辺、地域別に一定の条件的な部分を、北部でそういう形の工場を拡大するとか、雇用を増やそうという状況にある工場についてはもっと優遇するとかという考え方は今のところはないのでしょうか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 今の条例、今の制度になって、それが平成28年の10月に施行になっておりますので、丸4年程度今済んでおる中で、北部の立地について優遇というのは、今のところは制度としては持ち合わせてない状態ですけども、今言いましたように、制度成立して数年たっている中で、いろいろとまた考えていかなければいけない、制度の改正に向けて考えていかなければいけない必要性もあるのかなとは思っております。

あと、令和2年度に、今、市外からの誘致で北部のほうに入られる予定をしておる企業もありますので、決して北部だから、今の制度だから入らないということはないとは考えております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 これはあくまでも決算なんで、そこまで踏み込んでと思うんですけども、今現状、コロナの関係で関東圏であったり大都市圏から地方へ移転すると。パソナなんかは丸ごと兵庫県淡路に来るといようなことも聞いておりますので、やはりそういう部分が見てとれるという部分で、今回の決算を踏まえて、次年度に向けてやはりそういうところを考えていく。結局北部のほうで結構、そういう空いたところが結構あると思うんですよ。そういう部分を優先的にPRしていくとかいようなことも考えたらいいかんと思うんですけども、いかがでしょう。

○今井委員長 名畑部長。

○名畑産業部長 飯田議員のおっしゃるとおりだと思います。やはり優遇制度というのがいいのか、名前がいいのかはどうか別としまして、やっぱり事業であるとか産業分類、それとか、例えばまた地域とか、そんなところも差別化して一定政策的に誘導する、こういったことも重要かと思えます。また、産業という部分では、当然、地域の農産物とか林業とか、これと組み合わせた、特色を生かした企業誘致、こんなことも必要かと思えますので、そういったことも併せて考えていきたいと考えております。

ただ、一方、現行の制度自体にもやっぱり課題もあるわけですので、その課題も整理する中で、新たな仕組みづくり、当然、コロナのことも含めて、どういった誘致がいいのか、こんなことも併せて考えていきたいと考えております。

○今井委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。10時40分まで休憩をいたします。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 休憩前に神吉議員のほうからありました空き家バンクの市内での転居について、数字ありましたので、それを御報告させていただきます。

令和元年度は成約件数は全体で31件ございますが、そのうち市内の転居が13件、市外が18件となっております。ちなみに、平成30年度は同じく31件の成約なんですけど、市内が9件、市外が22件なので、令和元年度は市内が特に多くなっている状態になっております。

以上です。

○今井委員長　それでは、次の審査に移ります。

飯田委員。

○飯田委員　それでは、成果説明書68ページ上段の発酵のまち推進事業についてお伺いします。

当初予算についてですけれども、当初予算から見ますとかなり執行率が悪いという状況なんです。これは、事業自体の設計の中で、何がどうしてこういう状況で終わったのかという部分についてお伺いします。

○今井委員長　西川課長。

○西川まち・にぎわい課長　それでは、よろしくお願ひします。

まず、事業のほうは、令和元年度の7月に宍粟市の発酵のまちづくり推進協議会を立ち上げまして、その間三つ部会を立ち上げて、こちらの成果説明にも書かせていただいているとおり、計14回の会議をして、着実に発酵のまちづくりで商品開発等々協議しておりまして、その間進んでいると、そのように思っております。

ただ、今、予算のことにつきましては、この発酵に関しては特に専門的な知識とか専門的な商品開発のことがございますので、総務省に登録いただいておりますアドバイザーを平成30年度から入っていただいて、令和元年度が2年目ということで、アドバイザーに来ていただく予算額が471万4,000円ございまして、そのアドバイザーにこの間来ていただく必要性がなかったと、そのように思っております。その中には、この協議会の中で25のそれぞれの事業者さんがありまして、その事業者さんの中で商品開発ですとか、いろんな知見もお持ちですので、そういったところでこの部会でさせていただいたということで、特にアドバイザーの謝礼というものが効率よくその分は経費をかけなかったというところで、不用額が大きく出ております。

以上です。

○今井委員長　飯田委員。

○飯田委員　ということは、予算設定の段階でのアドバイザーの必要性について、いまいち深い検討がされてなかったというふうには取れるんですけども、要は地域でのいろんな企業なり、そういうところでのアドバイス、それで何とかそういうものが開発につながっていくということで、これは逆に言えば市内循環みたいなもので、その辺がうまく回ればそれでこしたことはないと思いますので、まあまあこれはそういう形でということで理解いたしました。

また、実質、入込数とかいう分を読んであるんですけど、その辺のところを、こ

の事業で入込数を設定するのがいいのか悪いのかという部分についてちょっと疑問に思うんですけども、その辺どうでしょう。

○今井委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 御指摘のとおり、今、この発酵のじゃあ取組をして、観光入込客数が伸びてるのかということであれば、実際に直結したつながりがございません。ただ、この目的が一つ、大きな二つ柱がございまして、健康増進と、そして市内の経済を活性化させる、そして多くの方にお客さんとして来ていただくというのが大きな柱でございます。その来ていただくところの目標というところで、観光入込客数を設定させていただいておりますので、この目標値を掲げている目標に対して、発酵の取組がつながるような取組をこれからさせていただきたいと思って目標設定をさせていただいたんですが、今現在すぐにじゃあそれが連結してるかというのはしておりませんので、将来的なところで設定をさせていただいているというところです。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 目標設定するといえば、要は発酵を利用した特産品の製造数であるとか、販売数であるとか、またはどれだけの品目が開発できたかとか、そういうところを設定していただくほうがこの事業としては見やすいのかなというふうに思います。その上で、それが販売量であるとか、観光に来られた方の販売数、そういったものが現れてくるのかなと思うんで、その辺はまた見直しをかけていただきたいと思います。いかがですか。

○今井委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 おっしゃったとおり、活動指標という具体的な、何商品を構築するとか、幾つのメニューを開発するとか、活動指標ももちろんいいんですが、分かりやすく。ただ、それをすることでどれぐらいの効果があるというのが、一番そこが重要でありますので、そんなところも踏まえて、今後この目標値のさらなる追加といいますか、検討させていただきたいと思います。

○今井委員長 それでは、次の委員、お願いします。

浅田委員。

○浅田委員 私も、では同じところ、これも分かりにくい尋ね方で申し訳なかったです。先ほど飯田委員の質疑に対する課長からの答弁の中で、私もこの発酵のまちの推進、書いているように、市民の健康増進と交流人口の増加ということにしていくという大きな二つの目標があったと思います。それで、市民の健康増進について

は、発酵レシピについてホームページにも動画アップしていただいておりますので、このことについてはお尋ねはいたしません。要は宍粟市の御当地グルメの開発状況についてお尋ねしたいわけなんですわ。このことについては私も以前、平成30年の6月議会でも、交流人口を増やすにはやっぱりいわゆる御当地グルメというのが必要ではないですかということでお尋ねをした経緯もありまして、推進協議会を設置していろいろと進めていきますよという答弁をいただいていたので、非常にこれ、御当地グルメの開発というか、待ち望んでおった状況でしたので、この開発の状況についてお尋ねをいたします。

○今井委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 この発酵のまち推進協議会でしっかりターゲットを絞ってやっていきましょうねというところで、事業者さんの皆さんの意見を聞きまして目標を掲げさせていただいて、まず健康志向で発酵に本当興味を持ってくださる方で、かつ20代から30代の若い女性の方をターゲットとしていましょうということをするので、やはり女性の方が動くことがいろんな地域経済の活性化にもつながりますので、そういった中で交流人口を増やしていきたいというところでございます。

さらに、またメニューとか商品開発のところでは、宍粟市には二つの酒蔵さんがございまして、酒かすが非常にあるんですが、有効的に使われてないということもお聞きする中で、そして、酒かすの効能も非常にいいものがございまして、酒かすを一つテーマとして宍粟市の特産品なり御当地のグルメを考えていこうというのが昨年の進めていたところでございます。ただ、ちょっとコロナの状況がございまして、なかなか会ができてないんですが、またこの料飲組合さんとも話をする中で、やはり事業者さんといかに連携して、事業者さんのところでいよいよいろんなメニューを提供してくださるといふところがありますので、なかなかこの協議会で一方的に進めることでも温度差がありますので、あと事業者さんとの連携で、そういったところをこれからつながらせていただいて、とにかく、議員おっしゃるとおり、やっぱり御当地グルメで、宍粟市にはこのグルメがあるから行ってみようみたいな、やっぱりそんな流れもありますので、そこのところをしっかりと、酒かすを一つテーマにしてこれから頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 私もやっぱり景観だけではなしに、食とセットの中での交流人口、それ

から発酵をテーマとした市民の健康増進、これが一つ大きな、いわゆるこれがテーマとして宍粟市もPRもして事業を進めておるわけですので、その点で引き続き、要は御当地グルメというのが非常に各自治体でも、はやってるというんではないんやけども、やはりこの宍粟ならではというのがやはり大きなインパクトになると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいなと思います。

終わります。

○今井委員長　じゃあ、次の項目行きます。

飯田委員。

○飯田委員　すみません、委員会資料の47ページにあります彩りの森づくりの部分と、成果説明書の62ページ上段の里山林整備事業、これに関わるものなんですけれども、資料で47ページに説明があります。5年目に入ったところが1か所という感じで、1、2、3、4、5年目という感じで報告がありますけれども、1年目についてはまだまだ、今されたところであるということで、なかなか評価できないと思うんですけれども、この辺、2年目、3年目、4年目、5年目と来たこの事業について、どういう形での評価ができているのかなというふうに、まずそれをお聞きいたします。

○今井委員長　中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長　まず、飯田議員の御質問で、まず5年目を迎えた地域なんですけれども、これにつきましては、旧ふるさとの森づくり事業の実施地区ということで、その効果につきましては、今の彩りの森づくり事業とは趣旨が異なるものでございます。そのために評価できる状況ではございません。

今、現行制度の彩りの森づくり事業の趣旨に基づく実施地区につきましては、委員会資料の47ページの1年目、2年目の団体様が取り組まれております。そういった事業地が対象となっております、これにつきましては、市の広報でありますとか、あるいはホームページ、それからあと、林業振興課の窓口のほうに啓発冊子等ございまして、そういったもので積極的に普及啓発しております、こういった団体がやられることについて、また今後もこれを起爆剤に、継続してまた新たな事業地が生まれてくるものと考えております。

以上です。

○今井委員長　飯田委員。

○飯田委員　この施業されておる場所というのは、やはり主要県道なり市道から見えるところというのが一定条件になっておったのかなと思うんですけど、それに間違

いないですか。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 そのとおりでございます。基本的にはそういったところもそうですし、それからあと、委員会資料のほうで、三方町の自治会様、こちらにつきましては、当然、道からも見えるんですけども、いわゆる宍粟市の拠点エリアということもありまして、そういった拠点施設も含めて、そういったところの里山整備を積極的に行っておるところでございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 これに関連して、宍粟北みどり公社でモミジとか桜とか、そういう苗木を養成しておったと思うんですけども、その分についてはこの事業の関連で使ったという実績はないのでしょうか。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 基本的には異なる事業なんですけども、ただ、やはり宍粟市のほうで、今、地域創生総合戦略の中のこの日本一の風景街道というのが重点施策として捉まえておりますので、そういった事業地につきましては、前に宍粟北みどり農林公社さんで苗の育成管理をしていただいた分については御提供させていただいたりもしております。一応その苗につきましては全て行き渡ってしまっ、今、農林公社さんのほうにはありません。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 その辺理解しました。比較的こういう、ツツジであるとか、モミジであるとか、桜であるとかっていうものは、鹿の食害いうんですか、食べるわけじゃないと思うんですけども、かなり鹿が邪魔をするという状況にあります。そういう意味で、前の部分で、なぜそのみどり農林公社で育成をするかという部分につきましては、1年目、2年目ぐらいの苗木では即やられてしまうということで、一定の大きさまで置いたほうがいいんじゃないかという提案などもあった中でそういう形になっておりますので、今現状なくなったのであれば、またそういうことも含めて、この事業に関連してそういうところもまた継続してできるようにすればいいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 今、飯田議員のおっしゃられる、農林公社さんで3年間ですね、そういった長期間にわたって苗を育成することによって、それであ

る程度鹿の目の届かない位置に苗も成長するということなので、そういったものを植えたというお話なんですけども、これにつきましては、やはりちょっとその辺我々のほうでも実証する中で、やはりまず苗の管理というところで、3年ほどではなかなかやっぱり大きくならなかったということもありますし、それから、一番に里山整備するのにあくまでも地域が主体になってやっていただくと。それで、やはり苗を地元の方に植えていただいて、それで一生そこに住まわれる方々がその山に関心を持っていただいて、その環境整備であるとか、あるいは景観形成ですね、そういったものに積極的に取り組んでいただきたいと。そういう思いがありますので、例えば高木のものですと、やはり機械じゃないとどうしてもやっぱり苗っていうのは植え付けられませんので、そういったところではやはり人任せになってしまうんですね。ですから、そういった部分ではやはり地元の方に小さい苗で植えていただくと。その苗につきましては、この彩りの森づくり事業の対象にもなっておりますし、それから、サプリガードとか、そういった食害を防止するような、そういったものも補助対象にしておりますので、そういった部分で取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 趣旨、その辺はよく理解できます。しかしながら、かなりそういう食害防止策を講じてもなかなか思うように育たない、育つに至らない部分が結構ありますので、こういう意見を言わせてもらっておるんですけども、やはり数でこなしていく、100本植えたら40本も残ればいいかなというような考え方をしてやったこともあるんですけども、その辺のところも含めて、この事業内容の中身の精査という部分をきっちりやっていただければいいかなというふうに思います。それの中で、1年目、2年目、3年目の部分を見ていくことによって、次やる事業についてはどういう対応したらいいのかという部分も見えてくると思うんで、その辺の検証というのを続けて行っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 飯田議員がおっしゃられるように、この彩りの森づくり事業、取り組んでまだ2年目ということもございますので、今後、地元の方にいろいろ御意見賜りながら、そういった食害被害の関係ですね、そういったことも踏まえて、また制度の中にも取り入れたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○今井委員長 それでは、次の項目。

また同じく、飯田委員、お願いします。

- 飯田委員 すみません、それでは、委員会資料の50ページ、最終ページですね。農地パトロールの結果集計表というものです。かなりA分類、B分類と評価されておるんですけども、だんだん増えてきておるという状態の中で、A分類で再利用が可能となる農地、これについては何とかなるんだろうという考え方なんですけども、このB分類のほう、この分についてどういうふうな考え方でおられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。
- 今井委員長 田路事務局長。
- 田路農業委員会事務局長 このB分類の農地なんですけども、この非農地判定となった農地でこういった山際に位置する農地というのは、B分類で農地判定しますと農地のほうからは除外されるんですが、現実としてはこの土地は依然として現地にあるわけなんで、それが農地と山林、里山との中間という位置づけになると思うんです。こういう場合、里山整備でありますとか、地域の環境保全、景観形成の観点で何とか利活用できないかということで、例えば先ほどありました彩りの森づくり事業等がありますので、そういったところを、関連のある産業部の各関係部署と一緒に協議しながら進めていかなければいけないと考えております。
- 今井委員長 飯田委員。
- 飯田委員 当然もともとは農地で、恐らく個人所有のものであろうと思うんです。そういう中で、それを地域で何とかという部分については、なかなかスムーズに事が運びにくい部分もあろうかと思うんです。そういう中で、一定そういう制度をつくることによって、取組が容易になる部分も起きてこようかと思えます。そういう意味で、まだバッファゾーンをつくるとかいう部分においても、そのまま農地のところにススキが生えて、生え放題という形になると、どうしてもそういう野生の獣がそこに潜んでしまうというようなことも往々にしてありますので、できればそういう部分で利用した形でバッファゾーンができていけば、やっぱり里へ下りてくる率が多少なり共防げるかなと思うんで、そういうものを含めて、制度的にその辺を考えていていただきたいと思うんですけども、いかがですか。
- 今井委員長 田路事務局長。
- 田路農業委員会事務局長 そのバッファゾーンといいますか、そういった中間に位置するところ、その利活用というのはいろいろと今から検討していかなければいけないと考えておるんですが、こういった中山間地域の農地の受け手がいない箇所、ここにつきましては、今までの稲作でありますとか畑作から、山椒であるとか、

果樹であるとか、花卉、花木類の永年性作物に植栽を転換することによりまして、少しでも手のかからない、そういった管理ができるようにすることも一つの方法ではないかと考えておりますので、それも含めまして、産業部の各部署と一緒に協議しながら進めていきたいと考えております。

○今井委員長　じゃあ、次お願いします。

津田委員。

○津田委員　それでは、成果説明書62ページ下段の宍粟材利用促進事業について質疑させていただきます。

令和元年の9月にしろう c a n 森のギャラリー閉館しましたが、こちらのほうの反省点の部分をどう検証されているのか。あと、宍粟材推進会議、これ開催されるようすけども、ここでの成果というのをお聞かせください。

○今井委員長　中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長　最初に少ししろう c a n 森のギャラリーの経緯のほうをお話しさせていただきます。当館を始めたきっかけにつきましては、まず木製品等を制作されている方々の販売する場がなかった、それから、あと、市としましても、宍粟材の P R、そういった普及啓発をする必要があったということもありまして、それで平成17年度に宍粟材推進会議を設立しまして、翌年の平成18年度から当施設の運営を開始いたしました。

設置当初の考え方としましては、5年をめどに民間のほうへ委託ということを考えておりましたが、やはり収入が委託販売による手数料、そういったものがあるのみで、実質、施設の賃借料とか、あるいは人件費等々、そういった経費がかなり必要であったということもありまして、それで補助金なしでは全く運営が成り立たないということで、引受けられる民間さんもいらっしやらなかったという現状がございました。そういったことから、補助金絡みの運営が続きまして、皆さん御存じのように、昨年9月末をもちまして当館は閉館いたしました。

この間いろいろ宍粟市としましても、木々市の開催でありますとか、あるいは各種イベント、神戸とかいろんなところへ行ってイベント活動をしたりして、それで販売とか P R にも努めておったんですけども、その中で、しろう c a n への出品者の方におかれましては、一つは顧客の定着ということがありまして、市につきましても、市内外の方へ一定の宍粟材の P R というものができたのかなというふうには考えております。

反省点といたしましては、やはりこのしろう c a n 森のギャラリーといひますの

はあくまでも木製品に特化した展示販売施設ということで、なかなか集客が見込めなかったということで、比例して収益も上がらないと、そういった運営になっていったのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 これも以前からいろんな意見、議会のほうからも出てましたけども、実際、木製品の販売の場ということだったんですけど、なかなか市内では難しいということで、市外での販売ルート、その中で、きて一な宍粟なんかに出店とか、今後そういう話というのは何か協議はされなかったんですか。閉館されるときに。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 きて一な宍粟さんにおかれましては、イーグレひめじのほうに移転する際に、やっぱり宍粟材を活用した木製品というのでも展示できないかというようなお話はさせていただいたんですけども、やはり施設の条件というんですか、運営上、ちょっと木製品を置くようなスペースもなかったということで、ちょっと宍粟材の木製品を展示するということには至っておりません。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 じゃあ今後、実際もともと木製品の販売の場、PRにつながったというあれなんですけど、今、もともとそこでの収益があまり見込めてなかったというところはあるんだと思うんですけども、今現時点ではこの促進の部分で、今のところは、検証としては、一応PRはできたのもういいだろうという判断ですか。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 しそう c a n として情報発信するという部分では一定のPRはできたという意味で、宍粟材として今後やはり市外のほうへ積極的に宍粟材の木製品をPRするというのは別の形で今後も進めていきますし、今もやっております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。

続きまして、この宍粟材推進会議、これで、この会議開催してどういったものが生まれていっているのか、その辺をお聞かせください。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 先ほども御説明させていただきましたけども、この宍粟材推進会議につきましては、まずしそう c a n 森のギャラリーでの出品者に

おかれまして、一定の顧客の定着でありますとか、宍粟市の市内外への一定のPR、宍粟材のPRができたのかなとは思っております。

あと、今、東京都の港区のほうで木材利用の協定を結んでおるんですけども、いわゆるみなとモデル事業といいまして、これで今、宍粟の杉を使ったフリー板の集成材でありますとか、あるいは学習机、そういったものを展示して、港区のほうの業者の方から一定の取引依頼というものをいただいております。

今後につきましては、今、港区のほうで事業展開のほうを進めておるんですけども、あくまでもやっぱり輸送コスト等もございますので、県内での木材利用ということで、森林環境譲与税を活用しまして県内の他市町と、それからあと関係の林業事業者、そういった方と連携する中での木材利用というのを今、積極的に検討しておるところでございます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。そしたら、推進会議というのは、実際会議をされたというよりも、普及事業の補助金という考えなんですか。

この宍粟材推進会議というのは、会議というよりも、推進事業の、宍粟材の普及の推進事業に対しての補助金ということですかね。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 そのとおりでございます。

○今井委員長 続いてお願いします。

○津田委員 続きまして、63ページ下段の林業担い手確保事業について質疑させていただきます。

この事業で実際何名の林業の担い手確保につながっていったのか、その辺の成果をお聞かせください。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 林業担い手確保事業につきましては、林業事業者、いわゆる事業主に対する支援ということで、起業から5年以内の新規事業者向けの育成支援では、事業者4社で就業経験年数が2年未満の雇用者で8名、それから2年以上の雇用者を5名の計13名の雇用につながっております。それから、既存の事業者向けの緑の雇用事業の上乗せとなります育成支援では、事業者4社で1年目4名、2年目2名、3年目5名の合計11名の雇用につながっております。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 この担い手不足というのは林業だけではないんですけどね、やっぱりこの中で、市としてこの部分の林業担い手の確保について、今後この事業でどれぐらいの担い手の確保をしていこうという数値的な目標設定とか、そういったのはあったんですかね。

○今井委員長 中村次長。

○中村産業部次長兼林業振興課長 具体的な数字というのは今のところ示しておりません。あくまでも林業振興としましては森林整備というのを重きに置いておりまして、それで、林業事業体数というよりも、むしろ間伐面積のほうに重点を置いております。積極的な森林整備を進める中で、担い手の確保というものにつながって、それからさらに雇用者の確保ということになればというふうに考えておりますので、基本的に数値としては示しておりません。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。

そしたら、続きまして、また引き続きになります。成果説明書の66ページ上段の就職・就労活動支援事業についてです。こちらのほうのわくわくステーションの委託費に対する費用対効果の検証、そういったものはできているのでしょうか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 私のほうからお答えいたします。

わくわくステーションは、今、たつのにありますハローワーク龍野、今、行かなくても求職活動ができ、また、わくステのほうで求人開拓を行うことで、早期就職の実現、就業機会の拡大を図ることを目的として開設しております。実際、わくステを利用された求職者、また求人企業からは、たつのまで行かなくても済んだんでありがたい、親切に対応してもらったので希望の職種に就職できたなどのありがたいお言葉もいただいております。実際、職探しに求職者の方が来所されるのには間違いはないんですけども、わくステの職員の丁寧、また親身な対応が、求職登録者数、来所相談者数や、また就職者数という実績の数値を年々増加させている共言えるかと思っております。

これらのことを委託費用に対してどう評価するのかというところなんですけども、宍粟市として無料職業紹介所を開設している市の行政サービスの一部として考えた場合、市民、市内事業者の利便性の向上には大きく寄与していると言えること、また、令和元年度は延べ2,700人ほどの来所者があり、平均の相談時間は大体1時間ぐらいとなっておりますけども、これに対する職員の人件費や諸費用、求人開拓

に関する経費等を考えていった場合、委託費に対する費用対効果は一定十分出ているのではないかというふうに考えております。

これも空き家バンクのときに言ったのと同じで、今現在の状況に満足するものではないので、今後さらなる利用者の増加、就職者の増加を目指して、しっかりとした対応を心がけて業務を遂行してもらおうよう、委託先と協議をしております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 私、質疑させていただいているのは、実際、委託費をかけて民間企業に委託しているわけですが、実際その委託費用に対して、市のほうから最低これぐらいの新しい雇用につなげてほしいとか、これだけの就労の方の支援してほしいとか、そういう具体的な指示とか、そういったのは出してるんでしょうか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 具体的にこの数字というのに関しましては、今、実際、市の成果説明書等で書いておりますように、年間目標何人、このようにやって、今年度の実績がこうだったので、来年度はそれ以上に目指して、これぐらい目標にやってほしいという話はしております。ただ、あくまで今年度に関しましては、コロナのこともありまして、計画どおりになかなか進んでいない部分もあるんですけども、一応具体的に事業者とはそういうふうに目標についてもお話をさせていただいております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 その中で、令和元年度に関しては、事業者に対して目標値の設定出した中で、そこは事業者としてはクリアしていったと。どういうふうな目標を出されてその辺を、達成数値ですね、その辺は把握できてるんでしょうか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 もともと令和元年度の目標としましては、相談件数1,700件、また就職者数を138件という目標を立てておりました。その旨事業者のほうにも、今目標としてはこうなっているので、頑張ってもらっている中、そのことは評価する中で、ますます頑張ってもらいたいというお話をさせていただいております。結果としましては、実績が、相談件数が2,734件、就職者数が143名になっておりますので、令和元年度についてはクリアしておるという状態でございます。

○今井委員長 じゃあ、次の項目。

津田委員。

○津田委員 続きまして、引き続きになります。成果説明書67ページ下段のきて一な

宍粟運営事業についてです。

この事業を通して市内の生産者の方に幾らぐらいの利益が、お金の還元ですね、ができているのか。あと、生産者の登録者数、登録者の令和元年度の増加人数お願いします。

○今井委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 それでは、きて一な宍粟の御質問にお答えします。

まず、生産者が生鮮品とか加工品を出していただく際に、手数料としまして、生鮮品につきましては20%、加工品につきましては25%をいただいておりますので、その手数料を引いたものを販売になった場合には売上金としてお振込をさせていただいているというところがございます。その令和元年度の生産者への精算金額でございますが、3,169万2,779円が生産者へお振込をさせていただいていると。そして、補足させていただきますが、平成26年からこのきて一な宍粟をしておりまして、令和元年度までの総額が1億94万368円ということで、最初の頃は年々少なかったわけですが、平成29年からぐっと伸びまして、生産者のほうにも還元をさせていただいているというところがございます。

続きまして、生産者の令和元年度の増加人数ですが、23名、この令和元年度に新たに登録をいただきまして、年度末が139名となっております。

以上でございます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 こちらのきて一な宍粟のほうですね、市のほうから財源投入しているわけですけども、実際、産業部として、どれぐらいの利益を市内に戻せば、この投資金額回収できるなど見られてるんでしょうか。

○今井委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 一定運営委託料で月20万円相当、そして電気代相当、その施設の電気代は市のほうが負担をさせていただいておりますので、その金額を市からの補助金なしで何とかできないかというところを一つ目標に掲げておりますので、まずは、もちろん生産者の売上げを上げていただくことで、その手数料分で運営委託とかが賄えることとなりますので、そういったところをしたいんですが、一つ目安としましては、今の傾向で申し上げますと、1か月400万円ですね。ですので、12か月で4,800万円になるんですが、約5,000万円相当を売上げることで市からの支援なしで運営できるものと思っておりますので、そういったところをこれから一つ目標にして、さらに頑張っていきたいと思っております。

○今井委員長　じゃあ、次の項目。

津田委員。

○津田委員　また引き続きになります。委員会資料の35ページ、起業家支援事業なんですけども、起業後、安定して事業継続ができているのか、その辺を聞かせてください。

○今井委員長　西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長　起業家支援の関係ですけども、平成27年度以降、昨年度、令和元年度までに認定した起業家は33ありますけども、現在、33のうち廃業したというふうに連絡を受けた事業者さんなり確認した事業者さんはないと今認識しております。

その事業者さんが安定して事業を継続しているかなんですけども、昨年度、事業計画を当初出させていただいているとおりに進んでいるか、アンケートをさせていただいて、お答えをいただいております。その中で、もちろん計画以上に進んでいるという回答のあった事業者さんもあったんですけども、進んでいないと回答されている事業者さんも数社ありました。

また、今年度につきましては、今年度の助成対象の事業者さんいらっしゃいますので、そこに連絡を取る際に、コロナのこともある中で、現在の状況なども今お聞きしております。この中で、今、実際、起業家の支援に関しましては、起業時のいわゆるイニシャルコストの部分を助成している部分がメインになっておりますけども、起業時だけでなく、事業を継続していくこと、要はアフターフォローの部分についても今まで以上に考えていく必要があると感じております。

以上です。

○今井委員長　津田委員。

○津田委員　私もここで話したかったのは、今後、やはり起業された方がずっと続けられるような体制ですよね。そこを、先ほど検討されているということだったので、まあまた今後何らかの策が出てくるんだと思いますので、またよろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

○今井委員長　では、次の項目に移ります。

西本委員。

○西本委員　よろしくお願ひします。

プレミアム商品券事業でございますけれども、国からの支援ということで実施さ

れたんですけども、個人的には、非常に個人情報が含まれるような状況もあったりして、ちょっと不調だったのではないかなというふうに思うんですけども、どのように部としては捉えてられますか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 執行しました担当部局、ひと・はたらく課なんですけども、担当部局としましても、この事業に関しましては、残念ながら、順調に執行できたというふうには認識ができない状態になっております。国の補助事業として、消費増税に伴う低所得者とか子育て世帯の負担軽減という部分と、地域の消費の下支え、この二つの目的を持って実施された事業なんですけども、低所得者の方になれば、商品券を使用することで、この人所得が低い人やなというのが分かってしまうということだったり、4,000円で5,000円分の商品券を購入いただける状態だったんですけども、まずその4,000円が必要やということが、なかなか申請なり券を購入されなかった原因と推察しております。このことに関しましては、全国的な調査の中でも明らかにはなっております。

ただ、現実的には、市内で額面の総額が6,200万円余り、そのうち1,250万円分がプレミアムがついた部分になるんですけども、それだけの商品券が使用されて、そのプレミアム分というのはこの商品券事業がなかったら地域にお金として落ちていないものですので、一定の効果は少なくともあったというふうに認識しております。

以上です。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 事業者側からの何か要望とか聞いてますか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 このプレミアム商品券事業の前、5年ほど前に、もともと一度プレミアム商品券事業があったんですけども、事業者さんにしたら、そのとき換金が月に1回だったんで、やっぱり小売の方とか、特に飲食店とかは、お金を回すのに銀行からの振込が1回だったらなかなか難しいとかいうような要望はあったんですけども、事務執行していく上で何度もお支払いができる状態ではなかったんで、そこは御理解いただいたのと、あと、今回、大型店舗で使用できる券と地元で使用できる券というのを分けなかったんで、それで地元の店舗から、これだったら自分のところで使ってもらうのが少ないのではないかというようなお話があったのですが、今回の事業は国の補助事業であって、その中で券を分けることができなかったんで、それはやむを得ず統一した商品券でさせていただきました。

以上です。

○今井委員長 続いて、同じ項目で。

山下委員。

○山下委員 先ほどの説明で大方は分かったわけではありますが、非課税者の申請が39%と伸びなかったということで、国のほうの方向性もあって、たしか2回御案内してくださった。この2回目の案内によってどのぐらい伸びたのかということをお教えいただけますか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 すみません、今ちょっと資料が手持ちがないので、一概には数字が言えないんですけども、もともと7月の末に1回目の通知をさせていただいて、その後の1週間から10日ぐらいで多くの申請が、一気に申請が出てきたんですけども、それで後、毎日その後は3通から5通程度の通知になっておりました。全然申請数が伸びなかったで、10月の末頃に2回目のお知らせをしたときにも、合わせて300通ほどたしか1週間の間に届いたんだと思うんですけども、またそれもその後、毎日数通のような状態にはなってしまったんです。

お知らせをすれば、するごとに到着する、申請される方は増えるとは思いますが、実際に、先ほども言いましたように、使ったら低所得者と分かるようなもの、使わへんの何回も申請書を送ってくるなというようなお電話もいただきましたので、2回させていただくことで十分周知はできたかなということで、3回目は見送らせていただきました。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 国の補助事業ということで、このような残念な結果になっているわけがあるんです。それで、こういう形の中で消費増税が行われたということになるわけで、ちょっと市民の方にとってはちょっと厳しかったかなとか思います。質問になってませんので、いいです。

○今井委員長 そしたら、同じ項目で、次お願いします。

神吉委員。

○神吉委員 私からも同じところ、プレミアム付商品券事業のところは何いですが、先ほど2名の委員さんの質疑の中で、一つ目に書いております、20%ものプレミアムがついているのに非課税者の申請が39%と伸びなかった理由、この理由はよく分かりました。また、3歳未満のお子さんがおられるところにも購入できるという条件がついていたそうですが、その方々への購入率などを教えてください。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 要件として、3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主さんというのももちろん子どもの人数分対象にはなっておったんですけども、この購入率、要は購入された方が誰なのかという購入履歴というのは今回管理をしておりませんので、正確な数字は把握していないのが実情です。

これにつきましては、先ほど券を分けてはいけないというお話と一緒に、国のほうから購入履歴を管理する必要はないと。管理をする人件費等がもし発生するんであれば、その分は補助対象にならないよというようなお話があったために、そこまで労力をかける必要がないと判断して、購入履歴を管理していない状態です。

ただ、実際ひと・はたらく課の前の窓口で販売していましたので、その状況を見ている限りのお話ですけども、小さい子どもさんを連れのお母さんが結構買いに来られておりましたので、子育て世帯については9割程度は購入されたのではないかとこのように推察しております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 私も現場でというか、消費されているところでの商品券の利用具合を、子どもさんを連れてこられる方々には使用していただいているという現場が見れましたので、逆に先ほどの非課税の方々のほうは少し確認できませんでしたけどもね。そういう意味ではすごくいい事業だというふうには思いました。2番のほうでは。ただ、そうではなかったという現状があるんですが、先ほど言われてたシステム上そういうふうになってないとおっしゃられてるんですが、委員会資料のほうの21ページの14番のところなんです。宍粟市のプレミアム付商品券システムというものを四百五、六十万円、460万円弱の契約でされてる、これは、そういうところで使うためのものだったのではないかと考えてるんですが、これの利用目的というのは何ですか。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 この商品券システムなんですけども、もちろんこれが今回のプレミアム付商品券事業を執行していく上で、お知らせ兼申請書を作成して送付する書類の作成だったり、先ほどの答弁にもありましたけども、再度お知らせするとき、また、申請された方、低所得者の方というのは本人さんの同意を得た上で収入状況に基づいて審査をさせていただいておるんですけども、その審査、また、審査結果の通知書の作成なり購入引換券を送付するための書類の作成というものをするのに使ったシステムでございます。

今も言いましたように、お知らせ兼申請書を送付するためには、税務課と共同にはなるんですけども、対象の方に送らなければいけないので、もともと市で保有しております住民情報、また税情報と連携したシステムとなっております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 そうしましたら、このシステムはお知らせはするけれども、使っていたときには分からないというシステムなようですね。これはソフト的なものなのか、ハード的なものなのかというところで聞きたいんですが、この事業、令和元年度の事業だけで使われたものなのか、それとも、今もプレミアムなどが出てます。それから今後も出てくるのかもしれない、そういうものにも使える、適用できるものなのか、そこをお伺いします。

○今井委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 令和元年度に施行したプレミアム付商品券事業と、今年度に行っている事業とは、名称はほぼほぼ一緒なんですけど、対象者の要件というのが全く異なっておりまして、去年のやつはあくまで低所得者の部分についてこのシステムを利用しております。今後も、今年度も含めて今後も利用しようとするれば使えないことはないと思うんですけど、一定のカスタマイズというものが必要となってきますので、現実的には当該年度限りのようなものになっておるとおわれます。

○今井委員長 そしたら、次の項目行きます。

同じく、神吉委員。

○神吉委員 次は、成果説明書68ページの下段、しそ森林王国観光協会の支援事業です。

会派の代表の質疑の中でも、決算質疑の中でお尋ねしておりましたが、森林セラピー運営の事業はどのような結果でしたでしょうかということ、今回ちょっと具体を聞かせていただきたいので、よろしくお願ひします。

○今井委員長 大北課長。

○大北しそ森林王国観光協会課長 森林セラピー事業についてですが、こちらについては、宍粟市より観光協会が委託を受けて事業を実施しておりまして、事業開始より令和元年度で4年目となっております。これまでも普及推進に努めておりますが、令和元年度につきましても、基本プログラムであったり体験プログラムなどを通じて事業のほう実施しております。

まず、プログラムの実施状況につきましては、一般のプログラムとして年間24回、389名の参加を得ております。また、セラピーを1回体験していただくというよう

な体験プログラムですが、こちらにつきましても年間10回の44名、一般プログラムと体験プログラムを合わせて計34回の433名の参加となっております。また、旅行会社等によるツアーについては、年間7回の108名の参加となっており、そのほかにも視察や取材、全て含めると令和元年度で597名の参加となっており、平成30年の7月豪雨で平成30年度はかなり参加者が減っていたんですけども、それからしますと約百数十名程度の増加となっております。

あと、普及推進活動としましては、癒しの森ガイドの会のメンバーと各種のイベントのほうに参加しておりまして、そちらで普及推進をして、また、新たな取組としては、簡単に手軽に参加していただけるように、ワンコインセラピーであったりアロマセラピー、ハンドマッサージ体験など、セラピーのみに特化せずに、ほかのものにも一緒に併せて実施するようなことも考えておりまして、気軽に取り組んでいけるようなものを実施しております。

また、ガイドの養成についてなんですけど、これまで延べ80名の方が平成27年度から受講していただいております、昨年度については、養成講座のほうは実施しておりませんが、ガイドスキル向上のために、ガイドの会のほうにおいて年3回の30名の方で研修を行っております。こちらにつきましては、メインガイドの未経験の方がまだ数十名いらっしゃいますので、そちらの方の練習であったり、またロードの再確認なども含めて実施しております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 ありがとうございます。平成30年の7月豪雨で被害を受けて、それも立ち直らなければならないという思いがあったんですけど、それもこれも全国的に先駆けて森林セラピーというものを宍粟市が始めたということ市外へ周知していこうという活動もされておられました。体験者はもちろん市外からも来られることはあるでしょうし、それを交流人口と呼ぶならば、一度それを体験したぐらいでもう一度したいということにつながるかどうか分かりませんが、その方々もう一度、再び宍粟市へ来ていただけるような環境をつくらなければいけないのと同時に、関係人口というつながりもつくっていけると思うんです。それは、宍粟市へ来られなくても関係人口としてつながっているんだということ、宍粟市を思っているということにつながると思うんですが、セラピーの体験者に対して、宍粟市が記憶に残るような、そういうつながりを展開できているかどうかをちょっとお伺いします。

○今井委員長 大北課長。

○大北しそ森林王国観光協会課長 セラピーを通じて、なかなか体験を通じて感じてられるかということについては、まだ検証等はさせていただいてないんですけども、これまで4年間の中でかなりの数の体験者の方がいらっしゃいます。今後については、1回来ていただいただけでは宍粟市のよさも分かりませんので、ガイドのスキルのアップをしながら、今度はメンタルヘルスの面から継続的に来ていただけるような仕組みづくりができないかなというふうなことも考えております。この5年目がちょうどその時期、計画の見直しと考えておりまして、今年度、林野庁の補助も受けまして、ガイドスキルのアップのことですとか、運営のことについていろいろ指導していただく予定となっております。事業についても今継続してやらせていただいている状況です。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 さらに露出度のアップで知名度を上げていっていただきたいと思いません。

終わります。

○今井委員長 以上で事前通告の質疑は終わりました。

委員の皆さん、関連等ありますでしょうか。

そしたら、これにて産業部の決算審査を終わります。どうも御苦労さまでした。

暫時休憩します。午後の再開は、午後1時から再開いたします。

午前 11時42分休憩

午後 1時00分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いいたします。説明及び答弁は、自席で、着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。

それでは、教育部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

大谷部長。

○大谷教育部長 本日、教育部の審査、よろしくをお願いいたします。

令和元年度、教育部では、12小学校、7中学校、8幼稚園、3公立保育所、2公立認定こども園、11学童保育所、3預かり保育所、3学校給食センター、社会教育の分野では、学遊館をはじめとする生涯学習センター、市立図書館、歴史資料館等を所管し、正規、臨時職員を合わせ393名の市職員と県費負担職員約350名の体制で業務に当たりました。

主な事業を説明いたします。学校教育では、令和元年6月、宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針を策定し、本市の基本方針として推進項目や推進方法を定めました。現在は令和3年度一宮北での一貫教育のスタートに向け、学校、地域の皆さんと準備を進めているところでございます。

学校教育施設の整備の分野では、近年、猛暑対策として、令和元年6月までに市内幼稚園、小中学校に空調設備の設置を完了させ、快適な学習環境を確保いたしました。また、令和元年度から令和4年度にかけて、校舎、体育館のトイレ洋式化を年次的に進めております。令和元年度には神野小学校、山崎西中学校、山崎東中学校で実施し、令和元年度末で洋式化率は82%となりました。

就学前の教育・保育では、令和元年10月、幼児教育・保育の無償化が実施され、これまでの子ども・子育て支援内容と水準について良質かつ適切なものであることに加え、保護者の経済的負担の軽減を行いました。また、一宮南中学校区で令和2年4月のはりま一宮こども園の開設に向け、園舎の建設を行い、保育・幼児教育の環境整備の充実を図りました。また、新たに戸原学童保育所を開設し、受入体制の拡大を図りました。

学校給食では、安全・安心な提供を常に最優先し、地産地消率においては令和元年度も全国平均、直近でも26.4%の全国平均に対しまして73.2%と高い水準を維持しました。

社会教育の分野では、昭和63年開館で老朽化した山崎文化会館のスポットライト等の更新を行いました。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の発生により、3月には全国一斉休業、また、その中であって、幼稚園、保育所、学童保育所の開設など、これまでに経験

したことのない1年となりました。

以上、簡単ですが、教育部に係る主な取組について説明いたしました。よろしく
お願いいたします。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いいたします。

山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策の成果説明書77ページの下段です。放課後補充学習
等推進事業、これについて質疑をさせていただきます。

児童一人一人の達成度に応じた学習指導を行うに当たってどのような工夫を
図られたのか、また、今後の課題等あれば教えてください。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 では、お答えします。

放課後補充学習等推進事業、本市ではしそוגんばりタイムという名前をつけて
おりますが、このしそוגんばりタイムでは、一番初めにその日の宿題に取り組む
こととしております。指導員が参加児童の担任と児童の学力や苦手分野について事
前に情報共有をしておくことで、つまずきのある児童へ個別対応したり、家庭学習
の仕方についてアドバイスをしたりすることができるという工夫をしております。
また、宿題が終わると、今度は副教材、これはドリルとか問題集になるんですが、
それを使って児童の課題に応じた自主学習を進めることを指導者が支援をしたり、
児童の課題に対応した、今度はプリント教材や指導者が作成した課題をすることで、
児童一人一人が個別に達成感や成就感を味わうことができるように工夫を
しております。

課題といたしましては、教職員が参加をさせたい、いわゆる学習習慣の定着に課
題のある児童が家庭の事情などにより参加ができなかったり、参加をしないと自分
で言ったりする場合があります。このような場合は担任が保護者に参加や協力の
声かけを繰り返すことで、なるべく参加するようということで、穏やかに参加を
促しております。

現在、12校全ての小学校でこのしそוגんばりタイムを実施しています。今後も
全小学校での実施を継続することを目標としておりますが、教員OBなど指導員の
確保に大きな課題があると考えております。今後はOBだけではなく、例えば教育
類型のある山崎高等学校や近隣の姫路大学との連携なども模索しながら、指導者の

確保を進めていきたいと思っております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 大体理解できました。それで、この事業の目的の中に、希望する小学校が提案する方法によりというふうなことが書いてありますが、このような方法を取ったほうがより一人一人の児童の達成度に合わせて支援及び指導が行えるというような観点からによるものなのでしょうか。教えてください。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 先ほど議員がおっしゃいましたように、各小学校のやり方については若干差異がございます。私が先ほど説明させていただいたのは一般的な方法であります。各小学校の現状においては、例えば、うちの小学校では自分の考えを表現する力に特に力を入れて取り組みたいという方向性を持っておったり、いや、うちの子どもたちを見ると文章を読み取る力が特に不足しているので、そのことに重点的に取り組ませたいというふうな、各小学校の現状を踏まえた、課題を踏まえた内容というふうになしずつアレンジはなされているものというふう理解をしております。

○今井委員長 では、同じ項目ですが、次行きます。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、成果説明書77ページ下段、放課後補充学習等推進事業について、質疑書提出しております3点について伺います。

まず、地域人材を活用した地域の学校としてのという大きな目標が出ております。この事業は、学力向上はもちろんのこと、学習に対する姿勢、また習慣化、各種家庭学習での習慣等を身につけるということが一番最初の目標だと感じておる次第です。そんな中で、市教育委員会が目的とされております、地域の学校としての取組であるというような部分について、成果なり目標なりを教えてくださいたいと思います。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 では、お答えします。

今、議員がおっしゃいましたように、このしそうがんばりタイムについては、基礎基本の着実な定着について地域人材を活用した放課後の学力向上に取り組むという大きな目標を掲げております。この事業を通して地域の人材が児童に関わり、地域の学校としての基礎学力の定着及び向上に向けた取組を支えるというこの目標については、地域の方が十分に参画をしていただいておりますので、達成できている

というふうに考えております。今後も引き続き本事業を推進して、基礎学力の定着及び向上に地域の教育力を生かして取り組んでいきたいと考えております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 もちろん地域全体を生かすということが目的であろうと思っておるんですけど、いただいております資料の中で、6ページでしたかね、ひょうごがんばりタイム、放課後における補充学習推進事業いうところで、この部分の項目と合致するのか合致しないのかは別として、やはり教員OBの方という項目がほとんどで、それがどうこういうんやなしに、その中に、二つの小学校でしたかね、その他いう項目で、単価的にも安くという部分があるんですけども、このその他いうのは人材を生かしたものか。また、2番目に申し上げますけども、その他にはどういう地域の人材が含まれているのかいうことをお聞きします。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 では、お答えします。

このその他のところに類される方なんですけれども、正直申しまして、大学生の方というのが主でございます。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 そうというような回答の下、今度、2番目に移りたいと思います。まず、大項目として、教職を目指す若者の参加を求めるといような部分があるんですけど、宍粟市の現状として、教職員を目標としている大学生等の、なかなか近くに教職の免許が取れる大学はありませんので、ほとんど不可能に近いかと思うんですけども、この辺のことも呼びかけとしては大変意義のあるものやと感じております。

そういうような部分で、そういう高校生とか、高校生も教職をこれから望む学生もおりますし、現大学生では、現在、教職課程に頑張っておる子もおるんですけども、その子どもたちをこの事業に巻き込むための何か手段が必要かと思うんです。そしたら、その子たちが自分の生まれた宍粟市に帰ってきて、また新たな教員としての教職の取組方に頑張ってくれると思うんで、その辺からまた小中一貫教育、地域なり根差した教育ができると思うんですけども、この辺の若者が参加してもらえよう事業にするためにどのような検討をされたのか、どのようなアプローチされたのか、伺いたいと思います。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 今おっしゃっていただいたとおり、現状では大学

生2名のみということで、そういう意味によると大変寂しいということはそのとおりだというふうに思います。実はこのような現状を鑑みまして、ここ近年は特に、先ほど話も私のほうからもありましたが、教育類型のある山崎高等学校との連携についても模索はしております。それから、具体的には姫路大学、それから武庫川女子大学、関西福祉大学、この三つの大学につきましては、実際にうちの課員が出向きまして、教授を通じて何とか事業に協力していただけないかということで要請を行った結果、好意的な反応は得ております。なので、ここで大きく成果をお約束はできないですけども、そういうアプローチは続けて、ぜひ若い力を宍粟の子どもたちのために役立てていただくように、これからもアプローチは続けていきたいと考えております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 西播磨地区にも過去と違って児童の小学校単位の教職の免許、また保育士、幼稚園の資格を取れるような専門学校、また大学もできておりますので、昼間でもありましたけども、また通勤・通学とかいう助成なんかも含めて、この辺は一体となってそういう子どもたちを何とか宍粟市に戻して、教職に就けるような動きをしていただきたいと思います。

それで、3番目に移ります。報酬について適正であったかというのは、私的には単価が高いか安いということじゃなくて、いろいろこの事業の目的が、学習意欲の低下がある児童、また苦手な教科を克服する児童、また個々の能力に応じた個別的な指導を行うとかいう部分があるんですけども、なかなか指導員の先生はこのようなことをクリアしようと思ったら大変やと思うんです。そのような観点から、果たして報酬金額なり、あとの保険的な部分、交通費的な部分に関して負担はないのか、その辺の部分からお伺いしたいと思います。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 今おっしゃっていただいたとおり、このしそうがんびりタイムの指導員の報酬費については、市の会計年度任用職員の給料表に基づいて設定をしております。また、県の予算、これ県の委託事業でもありますので、県の予算の措置範囲内という一応リミットもかかっているような状態です。

大変、おっしゃっていただいたとおりに、誰でもできるという仕事ではないとは考えております。そういう意味において、やはり教職を目指す大学生であるとか、地域にいらっしゃる教員OBの方というのが指導者としては多いのかなとは思いますが、系統的にこの指導員の方から聞き取りを行ったわけではありませんが、

機会を捉えて幾つかの意見を聴取しておるんですが、子どもと触れ合えて楽しいなと、かつてのことを思い出すというふうなお話もありましたし、分からないことが分かるようになったときの子どもの瞳の輝きというのは格別なものがあると。大変やりがいがある仕事である、お金ではないいうところも感じるというふうなお話も聞かせていただいたこともあります。そのような御意見に満足することなく、適切に困り感についても聞き取って対応していきたいというふうに思っております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 先ほど3点言いましたけど、4点で、最後に、この事業は県の支出金で実施されているんであると思うんですけども、まず、子どもたちがこの第1目標であります自立した家庭での学習の習慣を身につける、また学習意欲が出てくるというのが第1目標ですけども、その期間というのはなかなか、毎年子どもたちは変わっていくんですけども、この事業というのはある程度県の支出金を使うとすれば、限定されておるのか、半永久的に子どもたちの学習意欲なり、そういうものを身につけるために県として支出されるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 おっしゃっていただいております。本事業は単年度事業ということなので、毎年行われる県の予算措置に基づいて申請をして実施をしているということでございます。今後については、単年度事業なので、いつ終わるかということについては不明ですが、本事業は社会的なニーズも大変高く、各種調査の結果を見ても、基礎学力の定着というのには非常に有効であるというふうな結果も出ていますので、当面の間は県費の委託事業として維持されるであろうというふうには見込んでおります。

○今井委員長 続いて、次の項目に行きます。

山下委員。

○山下委員 主要施策の成果説明書の79ページの下段です。ICT活用授業改善事業（小中学校特別教室）、これについて質疑をさせていただきます。最初に提出いたしました質疑内容がちょっとあまりにも具体的でないので、もう少し具体的に質疑させていただきたいと思っております。

理科室に教師指導用タブレットと大型モニター、これを導入されたということで、理科の授業に取り組まれたのだと思うわけではありますが、どういうふうな形での授業が行われ、また、それによって児童生徒がどのような内容のことを自ら取り組めるようになっていったのか、そしてまた、今後の課題があれば御説明願いたいと思

います。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 では、御説明を申し上げます。

例えばタブレット機器一台一台インターネットのほうには接続ができるようになっておりますので、それを活用して記事とか動画などの情報を子どもたち一人一人が主体的に収集したり、整理したり、分析したりする学習を実施することが可能となっております。作文とか写真、それから音声、動画等を用いた多様な資料、個人のペースでそれらを作成することが可能なので、大変有効だと思っております。

議員が言われました理科の授業で考えますと、各、理科が大体これは班で授業、実験、観察とかをするわけなんですけど、班単位での実験の結果が班によって違う場合もございます。その班の実験の結果を例えばタブレットで写真を撮って全体で比較検討することで、どのような実験結果が適正なのかということについても判断するようなことも可能でございます。

なお、プログラミング教育というのもこのタブレットの導入により実施をする予定になっておりますが、本市ではプログラミング教材についても60台を準備して、タブレットと連動して活用しながら個別に学ぶことができる準備のほうを進めております。

また、双方向につながるというのは大きな強みでございます。一方通行ではなく、子どもたちの意見、それから感想なども集約しつつ、教師からの指導も個別に行うことができるということで、全体に発表したりする場面、それから友達一人一人からの評価を確認したりするようなことも可能になっております。個別のニーズに大変適用しやすい、丁寧に指導することが可能であるというふうなことを考えております。

課題といたしましては、やはり何回もこのことについては触れさせていただいておりますが、教職員の授業力の向上ということが最大なのではないかなと。この最新機器を活用し切るだけの教師の力量向上が必要だというふうに考えております。令和3年度には教職員の研修や活用についてのサポートを行うICT支援員ということを配置をすることをただいま計画しております。このICT支援員を使って、今まで行ってきた研修をさらなる充実、サポート体制の充実につなげたいと考えております。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 このICT機器を活用することによって、個別のニーズに対する対応と

というのが非常に向上していくということなわけではありますが、個別のニーズ、プラス、集団的な関わりにより子どもが育っていくというようなところもあったりして、双方においての力、これまでは集団の中で育つ子ども、その中での個々人の尊重みたいところだったんですが、このICT機器を使用することによって、特に個別のニーズに対応するというようなところが非常に大きくなってくると思うわけですが、その辺のところでも先生方の力量というところが非常に重要になってくるというふうに考えられます。今回、ICT支援員を1人雇用されるということですが、そういった集団の中の個というところにおいての、その辺も非常に大事になると思うので、そのあたりのところの対応というようなことはどんなふうに考えておられるのかということをお教えいただきたいと思います。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 少し繰り返しになる部分はあるかもしれませんが、ICT機器というのは、今、議員が言われたように、個別の対応についても有効に活用すれば可能でありますし、あるいは、いろいろな意見を集約してお互いに交流するためにも有効だというふうに考えております。

もちろん機械は万能ではございません。私はやっぱり人は人によってしか人たり得ないというふうなことを思っておりますので、温かい、今、コロナ禍ではあります、教師の児童生徒に対する支援というのは欠かせないとは思いますが、力量を高めるということについても同時に大切だと思っております。研修をするのは大変先生方の負担を増やすことになるのですが、なるべく教育委員会事務局としてはいろいろな手段を踏まえて、先生方、学校現場に負担感の少なく、かつ有効な研修手段というものを考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 人は人によって育つというところもしっかりと考えていただいているようで、本当に大変な中だと思いますが、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○今井委員長 続いて、同じ項目で。

西本委員。

○西本委員 今のお話をお聞きして大分理解はできたんですけども、質問させていただきます。ICTの活用で一斉に情報が伝達されるが、取り残されている児童はいないのかということで、そういう意味で、今、グループで学ぶということをおあれし

たんで、やっぱりその日の子どものコンディションなりいろんなことで、その日授業を受けられないときもあったり、いろんな状況があると思うんで、一斉にコンピューターで全部流して、それで理解するという部分ではなくて、グループでやっていただけるということで、少し安心はしたんですけども、どっちにしても、本人の体調なり、いろんな性格なり、あると思うんでね。その辺の個々の状況を鑑みながら、生徒に対しては、また指導する先生に対してはどんなふうな指導をされてるんでしょうかね。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 今、議員がおっしゃっていただいたとおり、コンピューター、いわゆるICT機器の活用というのは非常に便利な一面、その環境がない児童生徒、家庭、あるいは体調などによりその機器を操作できなかった子どもたちに対するケアというのは非常に重大だというふうには思っております。今までも実際にICT機器の活用と同時に、流すだけじゃなく、例えば紙媒体で印刷をして一人一人の家庭に情報を伝達するようなことも学校現場では行っておるのは十分御理解いただいているというふうに思うわけなんですけど、コンピューターで流したからもうそれでいいということではなく、必ずやはり言葉での説明、あるいは紙媒体を使っただけの説明というふうな形で、情報の伝達漏れがないように、取り残される子どもたち、家庭がないようには配慮するように、学校と連携をしていきたいと、引き続き連携していきたいと考えております。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 我々の世代は人と人の話するときには目を見て話をしようというふうに習ってるんであれですけども、古い時代なんですけども、ただ、人と人のつながりというのは大事な要素なので、その辺は個別に見ていただいて、それはICTがうまく活用して、全員が同じようなレベルでやっていけるように、いうことでお願いしたいなということで、質問としては理解できました。ありがとうございます。

○今井委員長 そしたら、次の項目行きます。

山下委員。

○山下委員 それでは、成果説明書の82ページの下段です。第3子以降給食費助成事業、これについて質疑をさせていただきます。

事業の成果といたしまして、多子世帯の経済的負担を軽減することができて、それで子育て支援を推進することができたというふうに書いてあります。そこで、この資料、請求いたしまして、いただいてありがとうございます。この32ページ、こ

れを見ますと、やはり子どもが3人いる世帯でも、給食費助成対象外の世帯数というの也比较的多くあるというようなところを感じまして、それで、やはり保護者や教職員等の声、意見や要望等を聞く機会、これを持つことができたのかどうかということを質疑いたします。

○今井委員長 池本所長。

○池本給食センター所長 失礼をします。

まず、昨年度末といいますか、今年の3月なんですけれども、それこそ毎年この3月に開催をさせていただく各センターごとの運営委員会というのがあります。ただ、今年はコロナ禍というような中で開催はできてないんですけれども、その中で、今年度7月に同じものを、運営委員会を開催しております。構成としましては、PTAの会長、それからPTAの中にある給食部会の委員さん、それから全学校長ですね、総勢48名になるんですけれども、その方々を集めさせていただいて、その中で意見交換の場というところで、第3子の制度についてまず制度説明をさせていただいた中で、意見交換というか、意見のほういただいて、また要望のほういただいてという機会をつくらせていただきました。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 すみません、私ちょっと耳聞こえにくくて、この7月というのは、令和元年度の7月に開いてくださったわけですか。

○今井委員長 池本所長。

○池本給食センター所長 失礼します。

今年度の7月という意味です。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 今年度の7月に総勢48名の大きな会議を開いてくださるということで、そこでしっかりと意見等聞いてもらって、それらの意見、要望等によってまた新たな方向性も考えていきたいというようなお答えだったわけですか。

○今井委員長 池本所長。

○池本給食センター所長 失礼をします。

その意見の内容としましては、それこそ保護者のほうからは、非常に助かっておるとか、あるいはありがたいというようなところで意見のほういただいております。また、要望についても、財政が苦しいというところの中なんですけれども、継続して事

業のほうやっていていただきたいというようなところを聞いております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 前向きな要望が出てきたようなお話であります。こうしていただきたいとかいったような御意見はなかったのでしょうか。

○今井委員長 池本所長。

○池本給食センター所長 失礼をします。何点か御紹介のほうさせていただければと思います。

非常に具体的な話になるんですけれども、令和元年度までは助成の対象であったんですけれども、上の子が高校を卒業したというところで、下の子、今まで該当してた子が対象にならなくなったという部分で非常に残念という話を聞いております。それと、学校からの意見の中で、以前非常に納付のほうが滞りがちであった家庭があるんですけれども、この助成の対象ということになったことで、上の学年の児童のみが納付の対象ということになりましたんで、今現在というか、令和元年度ですけれども、引き続いて通常どおり納付のほう、徴収のほうができているということ聞いております。それと、あと1点が、近隣の市の話をされているところがあります。同じように無料になったらなとかというところは何件かお聞きをしております。プラス、助成の対象を広げてほしいというようなところの意見は聞いておるところでございます。

以上です。

○今井委員長 それでは、次の項目へ行きます。

津田委員。

○津田委員 それでは、成果説明書80ページ上段の児童用タブレット購入事業について質疑させていただきます。

令和元年度に小学校6校でタブレット163台の購入をしたということなんですけれども、実際購入されて、教育現場、あと児童生徒からの反応をお聞かせいただきたいのと、授業での活用割合ですね。どれぐらいの割合で授業で今活用されていていいのか、お聞かせください。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 では、お答えします。

既にタブレットを導入している小学校では、タブレットのカメラ機能を屋外で利用したり、先ほども申しましたが、教室でのグループ学習に活用したりするなど、

活用範囲や活用方法の幅が広がっていて大変好評だという意見を聞いております。また、授業での活用だけではなく、在宅学習での学習支援ツール、具体的にはeライブラリアドバンスというソフトですが、それを運用するための主体な機器としての活用も今後は見込まれるというふうに思っております。

次に、タブレット型PCをはじめとするICT機器の活用状況ですが、これについては例年、全国学力・学習状況、学習習慣等調査に併せて調査を行っていました。しかし、御存じのように、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によって当該の調査は実施しておりません。よって、詳細は不明ではありますが、抽出調査については実施しております。この抽出調査の結果については、まだ文部科学省委託業者から報告が上がっていない状況ですが、昨年度から上昇しているものというふうに期待を込めて考えております。

ちなみに、この調査によりますと、平成31年4月18日の調査結果では、小学校6年生で授業でコンピューターなどのICT機器をどの程度使用しましたかという質問に対しまして、週に1回以上と答えた子どもが本市では22.8%、同じく中学校のほうの回答では24.9%でした。この数値がさらに上向きなものとなるように期待を込めて調査結果を待っている状態でございます。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 もともと今回このGIGAスクール構想の中で、国が進めていっている事業なんですけども、タブレット、こういうICT機器を活用して、市としてこういう授業の中で生徒たちにどういうふうな、教職員の先生たちの負担を軽減なのか、そういったところで、どういうことを具体的に考えてこれ今進められようとされているのか、その辺をお聞かせください。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 先ほども少し申し上げまして、他の議員の方からの質問にもお答えをしましたが、主には個別学習のしっかり、個別学習に対応するための機器、進度に合わせた学習、きめ細かな学習の支援ということにも使用できますし、多くの意見やインターネット上の情報を収集してきて、適切に管理して比較検討するというふうな、いわゆる考える力をつけるための機器というふうな活用も可能だというふうに思います。

ICT機器の活用方法については多岐にわたっておりますが、先ほども申し上げましたように、万能ではないというふうには理解しておりますので、しっかりとこ

これらの機器を活用して本来の教育の目標が達成できるように、これからも支援をしていきたいというふうに考えております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 令和元年度の決算質疑なんで、令和元年度にこういうタブレットを購入して、その中でいろんな、先ほど教職員の力量の課題であったりとか、そういったのが見えてきたという部分があったと思うんです。やっぱりこういう機器って、買うと同時にある程度体制整えておかないと、機械自体が古くなってしまったり、いざ使おうと思ったらもう型遅れになってしまっているとか、そういうことも考えられるんですね。ですから、これハード面もそうですけど、ソフト面もしっかり同時に進めていかないといけないと思うんですが、その辺の対策は何か打たれたでしょうかね。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 現状としましては、議員が言われたように、本当に学校現場のほうにお願いをしているようなことに済んでしまっているというふうに思います。これは大きな反省点でございまして、先ほどもありましたように、ICT支援員という制度がGIGAスクール構想の中にしっかりとありますので、今後はICT支援員を活用することによって、そういうふうな最新のソフトウェアでありますとか、基本的なシステムの更新などについても遅れることなく対応するような体制を整えたいというふうに考えております。

○今井委員長 そしたら、同じく、同じ項目で、次。

神吉委員。

○神吉委員 私のほうもタブレット購入事業のほうでお願いします。

どのくらい使用したのかというふうに聞いておりますが、先ほど週1回ほど使っている小学校がというようなデータを頂きましたが、これが宍粟市においてどの教科において使われて、どれくらい使われているのか、どういうふうに使われているのか、そののところもう少し詳しくいただけますでしょうか。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 これについては、実際に児童生徒の質問紙による回答の集計がデータでありますので、授業時数のカウントの中でどの程度ICT機器を使用したかという調査については取っておりません。取ってはおりませんが、私どもが学校現場に出向いて、訪問して見る中においては、特によく使われているのはやはり英語、外国語活動です。これについては、やはりネイティブの発音とい

うのがコンピューターを使うとできますし、例えば子どもたちが自分の英語の発音を録音して、それがきちっとした英文変換ソフトできちっとした英文になるかどうかというふうな検証をしているような学校もございました。

それと、加えまして、理科にでもかなり多くの教科で使っております。これにつきましては、先ほど説明しましたとおりに、実験結果の集約でありますとか数値を書いたものが、今までだったら黒板やホワイトボードにプロットして、棒グラフやヒストグラムをつくっていたものが、コンピューターを使うと瞬時にグラフ化されますので、そういう点で見える化するためには大変便利だというふうな話で学校現場から聞いております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 その教科などにおいても、学校によってまちまちになるというか、要は先生の使う使わないという取組によって変わるということですか。そうなりますと、回数的に週一度ほどだというのは22%前後と言われてた、多いところは多いし、もっと少ないところは少ないというような判断になるわけですね。

そんな中で、これは今、学校のほうで使われておりますが、令和元年度の決算なので、令和2年度のことはあまり触れることはないのかもしれませんが、先ほど自宅のほうへも持って帰ることがあるんだというふうにおっしゃられてましたので、そういうときに、一般質問やら予算決算のときに話題になっておりました通信回線費用ですね。がまだ整備されていない御自宅などではどのようにするのかということを質疑、質問されておられました。そのところでお伺いします。今現状どういうふうに研究されておられるかというのを知りたいんですが、しーたん通信による光ケーブルの回線が利用できる宍粟市において、全世帯に配備されているわけですので、それを使った方法がないのかということも含めてお願いします。

○今井委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 昨年度、寄附金により小学校6校に整備いたしました児童用タブレットPCは、老朽化したコンピューター教室のパソコンの更新と併せまして、各教室においても使用できる環境を目指して整備をしております。これについては各児童の共用のものでありますから、家庭に持ち帰りは当時は想定しておりませんでした。当面はこのコンピューター教室のパソコンの更新を進める予定としておりましたが、昨年度末に国よりGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台端末の導入方針が示されまして、さらに、今年度に入ってから年度内に全学年分を整備する方針が示されたところでございます。

この1人1台端末につきましては、各家庭への持ち帰りも想定しておりまして、その際に、自宅にWi-Fi環境のない児童生徒もいることから、貸出用のモバイルルーターを今年度に整備することとしております。このモバイルルーターは白ロム、いわゆる通信するためのSIMカードにつきましては各家庭で御契約していただく必要がございます。契約額は、キャリアにもよりますが、安いところであれば月額1,000円程度からありまして、姫路ケーブルテレビによる光インターネットサービス、最安でも月額2,970円となっておりますが、それと比較しますと安価で契約できることから、利用者に対しての金額的なメリットが大きいとは考えています。

以上です。

○今井委員長 続いて、同じ項目で。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 続きまして、皆さんと同じように、成果説明書80ページ上段の児童用タブレット購入事業ということで、私はシステムとか、そういうパソコンのシステムという観点からじゃなくて、児童用タブレットの購入いうところで、まず、このタブレット等、ICTを活用することによって、導入することによって、先ほども出ましたけど、教職員、児童、学生たちのストレスがたまらないか。こういうICTを使うのにおいて、当然、各教科、音楽が苦手な方、体育が得意な方、いろいろいらっしゃいますけども、ICTを使うことによって特に子どもたちの個々の能力に応じたストレスがたまるようでは私は全く意味ないと思います。当然、学校教育というのは対面的な中で人間の教育、それからそれぞれの専門の学力の向上を目指した授業等が当然学校やと思っておりますので、この辺のことを踏み違えると、このタブレットとかICTを入れたことによって1人2人落ちこぼれていく子どもたちが出ないかいうのを危惧しておりますけども、今回それを導入するに当たって、昨年度どのような協議をされたか、その辺のところを伺いたいと思います。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 今、議員が言われました観点についての事前の協議というのは、正直申しまして、今までしたことはございませんでした。ただ、少し関連が外れるかもしれませんが、おっしゃったとおり、ICT機器を使うことによっていろいろな課題が生じてくる、新しい課題が生じてくる、これはもう言うまでもないことではあると思います。例えばネット依存が進むことによって生活が不規則になることとか、ネット上での他者とのトラブル、あるいはゲームにおいての高額な課金など、新しい課題が生じているというふうなことは理解しておりま

す。

これらの課題についてまず把握することが必要なのかなということで、昨年度、児童生徒や保護者の知識や意識を把握するためのアンケート調査を小学校4年生から中学校2年生までの児童生徒へ実施をしました。その分析については、各学校の管理職、それからICT、情報機器の担当の教員を集めましてしっかり分析結果を提供すると同時に、児童生徒への利用に関する啓発、これについても促すことが必要であるということで、活用研修会のほうも実施をしております。

また、そのような最新の課題に対応するためということで、県教育委員会には情報教育専門推進員という人員がおりますので、その専門員を派遣頂き、きめ細かな児童生徒への指導が行えるように研修会をしておりますが、引き続き議員が言われました観点についても課題の一つというふうに捉えまして、研修、それから技能を高めるような勉強会のほうも継続していきたいというふうに考えております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 決してICT教育を否定するものでなくて、推進すべきものだと思っております。ただし、宍粟市には何千人という子どもたちおります。個々の教育を考えてみますと、やはり能力的にいろんな子どもたちもおりますので、その辺の部分で十分に考えてからの方法を考えていかないと、ただ単に導入したことによってどうであるという数値では許されないのが私は教育やと思います。

そんな中で、最後に聞きます。直接操作するのは教職員の先生であり、子どもたち、児童のわけなんですけども、その個々の能力による児童たち、教職の先生のストレス、また余分な研修期間等によるストレス等を今までどのように考えて導入されようとしたのか。万が一、今言われたように、これからも研修を続けていかれるのであれば、どのような方向で調査なり研修を進めていかれようとしているのか、最後にお聞きします。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 これにつきましては、少し先ほども述べさせていただきましたが、トップダウンというやり方はあまり好ましくないのかなと。ある程度私どもがつかんでいる最新の情報、それから、来年度導入をしているICT推進員の方が最新の情報を学校現場に下ろすということは大事ですけれども、やはり研修の目的でありますとか、ありようでありますとか、方法については、情報教育の担当の先生あるいは管理職の先生など、現場の声を踏まえたボトムアップの研修とすることで、なるべく負担感を減らすように、かつ有効な研修を打てるように工

夫していきたいと思っております。

○今井委員長　そしたら、次の項目行きます。

津田委員。

○津田委員　それでは、委員会資料の25ページのしそう学校生き活きプロジェクト事業について質疑させていただきます。

質疑内容ちょっと分かりにくいんですが、1点目が、具体的な特色ある学校づくりの効果について御説明いただきたいのと、2点目に、この生き活きプロジェクト事業の内容、目的と内容見てたら、波賀小学校の国際交流事業であったり、一宮北小学校の海と山の交歓会補助金、これらは一緒にならないのかなと思ったんですが、何か分けられている、その辺も聞かせていただきたいなと思います。

○今井委員長　世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長　御質問にお答えいたします。

このしそう学校生き活きプロジェクト事業では、先ほど議員が言われましたように、各学校が校長の学校運営ビジョンや自校の課題を基にして、自主的、主体的で特色ある教育活動を展開するというにしております。具体的には、多岐にわたる事業ですので、詳細なことはこの場では控えさせていただきますが、例えば級友アンケート、学級の居心地よさアンケートの調査を実施して、その調査の有効な活用方法の研修会を実施したり、それに基づいたきめ細やかな児童生徒理解を進めるようにした学校、それから、人権教育や道徳教育の外部講師招聘による校内研修の実施を特段盛んとすることにより教職員の資質向上を図るように工夫した学校、それから、茶道教室や郷土料理教室など地域人材を活用した授業の実施により地域との連携やふるさと学習を充実させた学校、最後になるわけなんですが、児童生徒や教職員を対象としたリズムダンスやリズムジャンプ講習の実施により基礎基本の体力の向上、教職員の指導力の向上につなげた学校など、地域の特性や子どもの発達段階などの学校が直面している課題を明確に捉えて、その解決のために使っているというふうなことがこの学校生き活きプロジェクト事業の内容でございます。

二つ目の、海と山の交歓会、それから波賀町で実施されておりますオーストラリアとの交歓会については、この事業に位置づけるかどうかということについては、ただいまの段階では考えてはおりませんでした。両事業とも大変歴史があり、地域の方々が誇りとされている事業であります。しそう学校生き活きプロジェクト事業の中に組み込むのがいいのか、単独の補助事業として継続させるのいいのかにつ

いては、慎重に議論を重ねて考えていきたいと考えております。

○今井委員長 次の項目また、津田委員、お願いします。

○津田委員 続きまして、委員会資料の30ページ、文化協会活動補助事業です。宍粟市文化協会の活動内容と実績についてお聞かせください。

○今井委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 お答えします。

市の文化協会には旧町ごとに文化協会があり、昨年度においては61の活動グループがあります。会員数は1,857人です。主な活動内容は、4町が長年にわたって実施してきた文化振興を踏襲しているため、各町の協会や所属する団体、グループが行っている活動と、芸能祭、文化祭、美術作品展、コンサートなど各地区で開催している行事などが中心です。各地域の文化活動を推進して、地域文化の継承や新たな文化活動の創造を目標として活動しています。また、4町の枠を超えた市内の芸術文化事業が活発になるよう、春の芸能祭、宍粟美術協会展など市全体で行う事業を支援しております。

さらには、西播磨文化協会連絡協議会において開催の西播磨地域ふれあい文化交流会、兵庫県地域文化を考えるシンポジウム、新年文化交流会の事業へ参加することによって交流や情報交換をし、市文化協会の活動の参考として、より文化意識の高揚を図っています。また、西播磨文化協会連絡協議会主催の事業に市内文化協会参加団体の派遣をして、他市町で活動する団体と交流することにより活性化を図りました。

以上、宍粟市文化協会の活動内容と実績について説明させていただきました。

○今井委員長 そしたら、次の項目移ります。

西本委員。

○西本委員 すみません、生き生き部活動の支援の事業でございませけれども、3点ほど上げています。1番で、7校、部活動の支援員が13名ということでありませけれども、これを考えますと、各校1人か2人ということなんですけれども、体育系の部活動を考えると全然足りないと思うんですけど、この辺の状況を教えてもらえますか。

それから、部活動はいろんな朝練とか午後練とか対外試合とかもありますけれども、その辺の対応を支援員としてはどのような立場で、どのような責任を負っているのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、指導日数、5日から182日ということ、いろいろあるとは思って

すけど、その辺の状況を説明をお願いいたします。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 では、お答えいたします。

当事業ですが、国の本事業への予算積算根拠によると、全国で3,400校、1校当たり3名程度の配置ということで予算が組まれております。1校で3名ですので、当然全ての部活動への配置を行うことというのはできないかというふうに思います。本市の現状でございますが、現在12人の指導員を配置して本事業を推進しております。予算のこともありますが、できる限り今後も積極的に本制度を活用し、支援員の充実に努めていきたいというふうに思っております。

2点目ですが、本支援員は、宍粟市中学校部活動指導員要綱という要綱を定めております。その中の職務という部分にのっとり、主に校内での活動、具体的に言うと早朝練習と放課後練習です。そして、校外での活動、大会及び練習試合等です。において、実技指導と安全・障害予防に関する知識及び技能の指導を行うというふうに定めております。服務については、職務の遂行に当たり、法令、条例、規則等に従い、職務上知り得た機密を漏らさないなど、学校の信用を傷付けたり職員全体の不名誉となるような行為をしないというふうなことを要綱で厳格に定めております。

なお、校外での活動について先ほど述べましたが、安全面で万全を期するために、単独での引率というものは認めておりません。必ず教職員と共同で行うように徹底をしております。

3点目です。指導員の中にはいろいろな方がいらっしゃいます。日常業務との兼務をされている方も多く、指導員として毎日勤務することが難しい方もいらっしゃいます。5日というお話がありましたが、この5日の中身については、公式戦の指導助言のみというケースのことでございます。一方では、182日という、年間の半数程度まで勤務できるという熱心な指導員、時間もおありの指導員もいるということで、このようにばらつきがあるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 ということは、先生というか、指導する部活の先生、そういう方のかなりのそういう時間をカバーしていただけるということなんですけども、いろんな立場がございますけれども、特にスポーツ界、スポーツですと、いろんな事故とか事件とか、事件はないかも分からないですけど、ありますんで、その辺の指導をしつかりとお願いして、健全なスポーツ活動、部活ができるような、できるだけ指導を

お願いしたいなということを思いながら、ぜひよろしくお願いします。

○今井委員長 そしたら、次お願いします。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、同じところでお願いします。ちょっと私の質疑がちょっとこの事業の観点からちょっとずれとんかなというふうに思うんですけども、この部活動顧問の先生たちの要は業務改善が第一義的なものであるというふうに思うんですけども、現状、生徒数がかなり減少しておる中で、従来からできていた部活動というのが、全てができていないという状況において、こういう形で指導の充実をする、そんな中で、子どもたちは自分たちが本当に希望することができているのかどうかという部分に視点を置くと、かなり、できない、やりたいことができないという部分のストレスを持った生徒たちがかなりいるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう中で、こういう外部からの指導員とかいう部分が可能になった場合、もっと学校間の交流というものを進めていって、できるだけできる部活動を、選択を増やしていけるような状況がつかれないのかなというふうに思うんですけども、そういう部分についての検討とか検証とかという部分は行われているんでしょうか。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 では、お答えいたします。

過去10年間を振り返ると、市内の中学校では、特に北部の学校を中心に、1校につき一つから二つ程度の廃部が行われているという現状でございます。しかし、市全体としては大きな部活動の再編成というのは行われておりません。ただ、議員のおっしゃったように、現在も1校だけのチーム編成が困難な学校もございます。そのような学校については、他校との連合により部活動に取り組んでいる状況があります。

今後、生徒数の推移については、例えば平成31年4月の市内中学校の3年生の生徒総数ですが、324名、これが10年後には236名と約100名の減となる予定であります。本市においても重要な課題となっているわけなんです、このような少子化の急激な進行は全国的な課題でございます。こういうことを踏まえて、この9月1日、実は文部科学省は、平成31年1月25日付の中央教育審議会、中教審の答申等を踏まえて、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてという通知を全国都道府県教育委員会等に宛てて発出をしました。

この内容がどういうものかということなんです、部活動については、今後、学

校と地域が協働・融合して推進する方向を目指すという大胆な提言を打ち出しております。具体的には、休日に授業を行わないように、休日には教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること、それから、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備すること等を改革の方向性として示すとともに、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等としています。

この通知によって全国的に一律に急激な部活動の変革がなされるわけではないと思います。特に本市などの農村部、山村部においては、地域性に応じた穏やかな変革をしていかないといけない。今後もその方向性は模索していかないといけないというふうに考えております。このような状況に対応するため、本市では毎年、生徒の望ましい部活動の在り方について検討するための検討委員会を継続して行っております。この検討委員会などを通じて、子どもたちや地域、それから学校現場、先生方の声を反映させた穏やかな改革というものについて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 確かに学校単位という部分ではかなり無理がある状況になっていると思うんです。確かに1人だけしかいないから個人競技で1人だけやってるということも聞いたりしますので、やっぱりそれが健全かといえ、ある意味健全ではないなというふうにも感じます。そういう意味において、やっぱり地域間の連携によって一つのスポーツとして成り立つ状況をつくってあげるというのも本当に必要になってくると思うので、今進められておるいろんな協議検討というものを続けていただきまして、やっぱり子どもたちが本当に楽しく、勉強ではないんですから、健全な体を鍛えるという意味で、そういうところをきちっと考えてやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○今井委員長 続いて、同じ項目で。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 同じく生き生き部活動総合支援事業について質疑します。

基本的に私はこの事業は、諸事情により、顧問教師の不足、また専門的な分野の未経験者の教師の負担を減らすべき行事だと考えた上での質問をさせていただいております。ただし、先ほど委員も言われましたように、コロナ禍の影響、また人口減少、学年ごとの減少によって、単独、また1校で部活というものが成り立たない状態であるというのは、これは現実です。しかし、子どもたちの姿見ますと、野球やソフトでいいますと9人要りますけど、3人の学校でも一生懸命練習しております

す。この辺が部活動の意義もあるのではないかと捉えた上で、誠に今回の質問は外部指導者の先生方、顧問の先生方に対して失礼な質疑になろうかと思うんですけども、私も若干こういう現場の経験ある中で、2点お伺いします。

まず、部活動というのは勝負というものが、必ず勝ち負けいうものが出てきます。いくらきれいごとと言うても勝ち負け、打つ、走る、負けるいう。その中で、外部指導者の先生方と顧問の先生、学校側について、それぞれ指導方法なんかについての考え方についてのトラブル等はなかったのか。これ全くないというのはちょっとうそかも分かりませんし、あっても表に出すほどのことでもないと思うんですけども、もしトラブルがあるようではこの事業は長続きしませんので、そういう部分からお聞きしたいと思います。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 本課にトラブルの発生についての報告は現在上がっておりません。それ以外にも、実はこの部活動指導員につきましては、先ほども少しお話しをしましたが、実施大綱あるいは実施要綱に基づいて、指導員対象の研修会のほうを行っております。その研修会の席上でも支援員の方から聞き取りを行いました。トラブルに係る報告は現在も上がっておりません。ただ、いずれの方につきましても部活動の専門的スキルについては自信を持たれてる方ですので、いろいろな思いは持たれてると思いますが、あくまでも主顧問、副顧問を立てて、その支援という形に徹していただいて、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 当然、皆さん有識者で経験のある方ばかりだと、指導者の方、思うんで、その辺は上手にうまくやられることが大切かと思えます。

この問題の最後に当たりまして、統一した指導が行われているのかいうことを伺うんですけども、また、当然、外来の指導の先生も代わられますし、子どもたちが学年でそういう指導の先生が、外来の指導者、顧問の先生やなくて、外来からの招聘した指導者が代わられたときに、いろんな思いとか、いろんなことがあるのがこの部活とかスポーツのチームの世界ですので、その辺のところも重々ミーティングして話して、統一した、宍粟市として部活動に関する統一した指導方法をお願いしたいなと思うんですけど、最後をお願いします。

○今井委員長 世良次長。

○世良教育部次長兼学校教育課長 今おっしゃったように、あるいは私のほうが先ほ

どお答えも一部させていただいたんですが、市全体としては研修会は継続して実施することで、技能でありますとか、基本的なライン、モラルの点についてはきっちりと統一して取り組みたいというふうに思っております。

それから、校長先生、それから教頭先生、顧問、副顧問との日常的なコミュニケーションを円滑に図るように、これは学校現場にもお願いをして、様々な場面や方法を有効に活用することで、この部活動指導員の方がチーム学校の一員として責任とやりがいを持って指導に当たっていただくことができるように十分な配慮を行っていく所存ですので、御理解をいただきたいと思っております。

- 今井委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。2時30分まで休憩をいたします。

午後 2時15分休憩

午後 2時30分再開

- 今井委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

それでは、審査を続けます。

飯田委員。

- 飯田委員 それでは、私のほうから、成果説明書81ページ下段の山崎文化会館改修工事についてお伺いいたします。

今回これ入札不調により改修事業が進んでいないという状況なんですけれども、もともと雨漏りがして困っておるとかというような状態も聞いておるんですけれども、その辺のところについてどういうふうに対処されておるのかということと、この入札不調の原因についてどういうふうな精査がされておるのかお聞きします。

- 今井委員長 山本次長。

- 山本教育部次長 飯田議員の質疑にお答えします。

議員おっしゃるとおり、令和元年度においてこの事業を実施することができなかったわけなんですけれども、令和元年度の入札不調の原因につきましては、劣化した外壁面の塗料、塗膜の除去作業におきまして、設計で求める除去のレベルが国内でも限られた特殊な機械を使って施工しないといけないようなことが原因であったことが確認できております。そのことによって工事費が高額となりまして、入札不調となりました。

それで、雨漏りにつきましては、外壁、側面の窓ですとか、ああいったところのコーキングが劣化して、そういったところから水がしみ込んでくるような事態は確

認しております。それで、今年度4月に入りまして早急に入札して、工事契約ができております。それで、現在工事を進めているわけですが、この工事につきましては今月末に完了する予定でございますので、雨漏りに対しましても対応した修繕となっておりますので、そのように報告をさせていただきます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 困っていた雨漏りについては、部分的な改修工事ということで解消できるという方向で理解しました。

この塗料の剥離の事実ですけれども、この入札という段階で、それに応札する業者というのが限られておるのか。いろんな業者からのいろんな作業手順とかいうのがあると思うんですけれども、その手法に限られてしまったのかという部分についてお伺いします。

○今井委員長 山本次長。

○山本教育部次長 入札前には仕様書の確認を、設計監理業務出している業者とそこは打合せをしたわけですが、塗膜の剥離といいますか、剥がす作業のところについても十分に確認した上で最終的に仕様書を固めて入札しましたので、そのときには特定の業者でないとできないとか、そういった認識はなかったんですけれども、再度今年度に入りまして仕様書を見直すときには、そのところを精査して、今回入札執行できたということになっております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 要は当初の見積りというんですか、が甘かったというんですか、技術的なものまで至ってなかったという部分が不調の原因というふうに今感じたんですけれども、いろんな事業でいろんな不調があります。そういうものについて、やっぱり当初からの予算編成をしていく中で、見積りをするという段階でもう少し慎重にやっておくべきものが必要なんかなというふうに思いますので、今後ともそういう部分についてはもっと慎重にやっていただきたいと思いますので、その辺もう一度お願いします。

○今井委員長 山本次長。

○山本教育部次長 おっしゃるように十分留意しまして、専門的な知識のないところについては庁内の工法会議などで十分精査して取り組んでいきたいと思っております。

○今井委員長 それでは、次の項目。

同じく、飯田委員、お願いします。

○飯田委員 すみません、それでは、委員会資料で頂きました33ページから35ページ

の100万円以上の不用額が生じた部分についてお伺いたします。

今もありましたけれども、見積時の積算状況によってかなり不用額が生じてきたとか、思った以上に安く上がったとかという部分があるかと思うんですけれども、この33ページの部分で見ますと、児童福祉費とか少子化対策事業費の中で臨時職員賃金であるとか、そういう部分において不用額の理由が節約・工夫ということがずっと羅列されとんですけれども、こういう部分は、節約・工夫で臨時職員の賃金なんか節約できるのかなという部分があるんですけれども、この辺の最初の見積りですか、そういう部分についてどういうふうにお考えだったのかなというのを伺います。

○今井委員長 山本次長。

○山本教育部次長 不用額についての質疑にお答えします。

提出しております資料の33ページの臨時職員賃金でありますとか児童福祉施設費と少子化対策事業費の臨時職員賃金のところが大きな金額となっているわけですが、積算時には、保育所、こども園、また学童保育所の臨時職員について、配置基準に基づきまして予算を積算し、措置しております。ですが、実際に月額職員で見積もっていたところを、職員が採用できなくて、職員が採用できないというのは見つからないということでございまして、そのときには時間給の職員を雇用して対応しております。というところで、月額職員と時間給との賃金の差によりまして、その差額がこの不用額となっております。どうしても本来なら月額、常勤職員というところで対応したいんですけれども、なかなか求人しても職員が見つからないということで、こういうことになっております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 その内訳の部分については理解できましたけれども、それが節約・工夫になるのかなというふうにはちょっとあれだったんですけれども、実際この月額職員、正職みたいな形で来ていただきたいという部分がなかなか見つからないという部分、まあまあその辺のところを理解できるんですけれども、その辺のところを前もっていろんな角度から職員の募集については工夫して、その部分は工夫をしていく必要があるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、35ページの生涯学習推進費の部分でも結構不用額あるんですけれども、こういう部分はどういうところでの、これも節約・工夫になってるんですけれども、どういうことが行われてこういう形になったんでしょうか。

○今井委員長 山本次長。

○山本教育部次長 生涯学習推進費の不用額につきましては、報償費ということで、各種講座等の講師謝金等なんですけれども、山崎、一宮、波賀、千種、この四つの管内でそれぞれの生涯学習事務所が事業をしております。予算については、四つの事務所分の合計となっております、そこで講師料を少しでも安価に抑えたというところの積み上げで、1事務所にしますと、単純に4で割れば大体平均的なところが出るんですけども、20万円とか、そういった15万円とか、最終的に残りました。この予算書には合算で出ますので、100万円を超えるような額となっているということです。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 そういう意味で、いろんな学遊館とか、そういうところの事業という部分だと思うんですけども、ちょっと聞いたんですけども、聞いたという言い方がいいのかな、学遊館なんかで前々から野外活動、キャンプとかいうようなことの事業をやったけども、予算がつかないんだんやとかいうようなことも聞いたんですけども、そういう場合、やはりもっと、節約・工夫ということも大事なんですけれども、いろんな意味で今必要なもの、子どもたちにとって必要なものについてはもっと考えて、そういう工夫をしていただきたいなと思うんですけども、その辺いかがですか。

○今井委員長 山本次長。

○山本教育部次長 おっしゃるとおりに、子どもたちに必要な事業はどんどん進めていきたいと思っております。それで、キャンプに予算がつかなかったから今までやっていたことをなしという、100をゼロにするということではなしに、予算は縮小して、規模も縮小した形でやるですとか、そういったところで工夫をしまして今後は進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○今井委員長 それでは、次へ行きます。

神吉委員。

○神吉委員 それでは、私は、成果説明書80ページ下段の学校園空調設備の整備事業について伺います。

この事業は、小学校、中学校、幼稚園にエアコンを入れるという事業ですが、前年度の平成30年から計画していたおかげで、令和元年度の夏に間に合ってよかったと本当思っておるんですが、今年も、今年もですよ、酷暑と言われるほど高温になっておりまして、日中はエアコンや水分補給が欠かせませんよというような、毎日のように言われておりました。そんな中で、令和元年度におきまして、学校園で使

い始めるとき、使用する基準を設けられておられたのかを伺います。それから、快適な環境を考える上では、気温だけでなく湿度も快適な指数に含まれると考えますが、利用に際してどう判断されているのかということを一括して伺います。お願いします。

○今井委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 昨年度、空調設備を整備した際に、快適な室内環境と節電を両立させることを目的に、各学校園へ運用基準、目安を示しております。冷房につきましては、おおむね7月から9月の10時から15時に稼働させることとしまして、設定温度は27度から28度とすることをお願いをしております。また、一度に複数の空調機の電源を入れますとデマンド値が上昇することから、各教室の電源は5分以上の間隔を空けて時間差で起動させることなどもお願いをしております。

二つ目の湿度についてですが、学校には湿度計等もないことから、湿度については特に基準は示しておりません。各学校の状況や判断によりまして、冷房か除湿の切替えをして稼働していただいているところでございます。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 大方分かりました。ちょっと分からないのが、27度、28度の間でつけましようということは、二十七、八度以上であればつけます、それ以下ではつけませんというふうにならざるを得ないんですが、例えばですよ、26度でも湿度が高いときにはつけないというような判断になるんですかね。それは学校での判断になりますか。

○今井委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 28度と申しますのは、文部科学省が示す学校の環境衛生基準があります。それが教室の室温が28度以上という目安がございまして、それを目標として、27度か28度ということをお願いしています。湿度の部分につきましては、特に基準を設けておりませんので、そこは学校で、例えば26度で蒸し暑かったら使用していただくと。そこは学校の判断となりますので、そこまでは制限かけておりません。

以上です。

○今井委員長 それでは、次行きます。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、幼保一元化推進事業、成果説明79ページについて、この

部分でどうこう言うことはないんですけど、もう既に4月開園して、それぞれ大きな子どもたちの声が聞こえておりますけども、ここで私が、これから山崎地区も一元化の推進計画が進められるんですけども、今まで千種町、それから一宮北、戸原、一宮南と進められてきたんですけども、やはり各地域によっていろんな出てくる意見も違ってくると思うんです。それで、地域の委員会から始まって、協議委員会、検討委員会、検討委員会、協議委員会して、開園までにそれぞれの地域から出た意見はやはり大切に、次、山崎地区で行われる一元化に向けての中に組み込んで、ある程度こういう意見も出るだろうという予測の下で早めの計画を立てていかないと進まないという場合も出てくるので、今回の令和元年度の一宮南こども園に際して、これから生かせるであろうというた、新しい、市として新しい気づきのあった意見を教えていただきたいなと思って質疑しました。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾教育部次長兼こども未来課長 先ほどはりま一宮こども園の協議で、新しい気づきということでしたわけなんですけれども、はりま一宮こども園の協議につきましては6回の協議会を開催しております、その協議内容については市のホームページで公開をさせていただいておるところでございます。

先ほどありましたように、千種から始まりまして、戸原、一宮北、はりま一宮と協議を進める中で、当初は、市内で初めてのこども園ということで、園舎はどんな園舎がいいのか、子どもたちはこども園で一日どんな生活を送るのか、こども園で行う幼児の教育・保育の内容はどういうものなのか、あるいは参観日や園行事はどうするのかといったことを一つ一つ細かく皆さんと一緒に、保護者や地域の皆さんと一緒に協議をして、こども園の協議を図ってまいりました。

しかしながら、はりま一宮こども園の協議の中では、千種、そして戸原、一宮北と協議を重ねる中で、教育委員会が考えるこども園とはこういうこども園ですよという姿がはっきりしておりましたので、比較的一宮南の校区の皆さんの疑問、質問にはしっかりとお答えができたのかなというふうに考えております。そのことによって、スムーズにこの6回の協議の中で新園の建設というのが進んだのかなというふうに考えております。

先ほどありましたように、これから山崎町内の協議に入るわけでありましてけれども、同じくこれまでの経験を基に宍粟市教育委員会が考えるこども園像というのははっきりしておりますので、それを、保護者や地域の皆さんにしっかりと説明責任を果たしながら、そういうことで、その中で先ほどもおっしゃっていただいた地域

特有の課題というものもいただると思いますので、それをプラスすることで、新しい新園の特色として取り込む形でさらに進化したものが、地域に合ったものがつくれるというふうに考えておりますので、いずれにしましても、幼保一元化の推進にはスピード感が、日頃ずっといただいておりますけれども、そういうような感覚を持ちながら、かつ保護者や地域の声に丁寧に対応しながら、お聞きしながら、実のある協議が進められるように進めていきたいというふうに考えております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 今まで4園の経験を基にできる限り山崎地区を進めていってほしいと思います。

続いて、委員長、私、次もですけど、いいですか。

○今井委員長 お願いします。

○田中一郎委員 それでは、成果説明書81ページの学校施設のトイレ改修の事業についてですけども、ここもトイレの工事等についてどうこう言う問題やないんですけども、一応こういう学校、公共事業にトイレ等を造るときに押さえておかないとあかん部分が、やはり合理的配慮、また公衆衛生、保健衛生等に十分に配慮して設計がされたかという部分だけはきちっと押さえておかないといけないかなと思って質疑させていただきました。

それと、関連しますので、2番も続けて行きます。学校によっては、これからトイレが整備される学校によっては、時として指定避難所に使われる場合もケース的にはあるかと思うんですけども、その辺のところも考えた、地域の小学校であり、地域の中学校という立場も必要かと思っておりますので、この2点を含めてお聞きした次第です。よろしくお願いします。

○今井委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 学校におけるトイレ改修事業では、車椅子利用者等でも使用することができる多目的トイレを校舎や体育館の各建物ごとに少なくとも1か所設けるように計画しております。また、衛生面についてですが、このトイレ改修事業におきましては、昨年度まで手洗器の水栓につきましては、小学校では手動式、中学校では自動式として整備をしてきました。小学校で手動式としていたのは、全てが自動ではなく、自らの操作により水が出たり止まったりすることを身につけるための教育上の配慮からでしたが、このコロナ禍における衛生面を考慮いたしまして、今年度の整備からは小学校においても自動式を採用することとしております。

続きまして、避難所としての観点で学校施設トイレ改修を行われたのかということについてお答えを申し上げます。学校におけるトイレ改修事業では、高齢者等でも容易に使用ができるように、腰かけ式の洋便器を採用しております。また、避難所として直接的に使用することになる体育館におきましては、災害発生時に断水しても用水路等から水を用意すればトイレを使用できるように、ロータンク式の便器を使用するなどしております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 私が質疑するまでもなく十分な配慮の下でトイレの設置が進んでいると理解しましたので、委員長、続きましても私なんですが、よろしいですか。

○今井委員長 お願いします。

○田中一郎委員 続きまして、成果説明書82ページの上段、文化財保護事業、これも毎年毎年、特に古文書の部分について質疑させていただくんですけども、まず1番、文化財保護ということで、歴史資料館とともに、遺跡公園、これも市の文化財指定となっておりますので、これに対する管理とか運営、当然、2月ぐらいからコロナ禍もありましてなかなか難しかったと思いますけど、どのように運営されて、どのような客数があったか、また、新たなイベントとか催物をされたのか、その辺の部分、いわゆる運営管理事業についてお聞きしたいと思います。

○今井委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 まず、歴史資料館、遺跡公園の管理運営についてお答えします。

歴史資料館、家原遺跡公園の管理運営については、資料館の受付・案内、工房の開閉、教室の開催、体験希望者の受付などのほか、所蔵資料の整理作業も行っています。また、公園全体の美観維持、清掃作業については、シルバー人材センターに業務を委託しております。一宮北部地域の歴史文化、伝統芸術の継承や情報発信、交流の拠点としての役割を果たすことができたと考えております。

続いて、古文書資料の展示や資料の整理作業、また人材育成は令和元年度どのように実施されたのかということについて、令和元年度においては、市内の方から寄贈いただいた古文書資料約2,000点の目録作成と整理作業を行い、一部の成果を市役所市民ロビー企画展、戦争と平和資料展で展示し、地域の歴史文化と平和の尊さに触れる機会を提供しました。また、人材育成のため、古文書講座を10回開催して

延べ90人が受講され、何名かは自主的に解読に取り組んでおられるなど、徐々にではありますが、成果が上がってきているものと考えております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 歴史資料館等の管理運営については、私も何回か行きましたので、存じ上げてます。

2番目の古文書の資料についてなんですけども、昨年申しましたように、大変立派なものです。そこで、これから将来的に宍粟市が文化財の保護事業を進めようとするならば、この古文書等の解読、管理していただける、いわゆる専門的な知識を持った人材の育成をしないといけないと、なかなかこれは一途に講習を受けたからいうてできるものではないと思うんで、この辺の、古文書だけの解読人材育成じゃなしに、文化財保護事業としての、あの大切な古文書をするための人材育成をどのように考えてされてきたか。今、何名かの講習された方もあったと。じゃあその人たちが実際これからも継続してこの解読作業に携わっていただけるのかというのが今現時点では一番頭を痛めるところではないかと思うんで、まずどういう考え方で取組まれたのか、それを基にこれからこの人材育成についてどのように進めようという現時点の考えを教えてくださいたいと思います。

○今井委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 現在、歴史資料館には1人古文書の職員で古文書の解読作業もしているんですけども、昨年度、またもう一人専門で解読していただいていたんですが、高齢により退職されて、その担い手となる人材育成というところで、年間通して古文書講座をただするだけでなく、そこから一生懸命学んでおられる方とかもまたさらに充実して、そこにつなげられるように次の人材育成ということで、今後も講座を実施したり、また特に興味がある人材、その講座の受講生の中でいらっしゃったら、またさらに育成できるような体制を整えていきたいと思っています。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 最後の質疑になるんですけども、こういう人の興味のある人は恐らく、今、90人講座来られた言われたのかな、年間。数字的には間違ったらごめんなさい。でも、やはりいわゆる文化財保護的なものが興味がある人、簡単に言えば好きな人、そういう人でないと多分来られんと思うんで、その辺の洗い出し等をして、これからもう少しきめ細かに進んでいってほしいと。質疑ではないんですけども、

去年見ておりましたが、そういう動きはあまり目に見えなかったんで、興味のある一人人としては、その辺を最後にお願ひして終わりたいと思います。どうでしょうか。

○今井委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 御指摘のとおり、通り一辺倒の講座をするだけでなく、また、退職された方にも助けをいただきながら、関わっていただきながら、今年度、実は前半がコロナの関係でできていないんですけれども、後半また古文書講座開催しますので、今後とももっと深く次の担い手ができるような取組を行っていきたいと思います。

○今井委員長 以上で事前通告の質疑は終了しました。

委員の皆さん、ほかに関連等ありましたら。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、まちづくり推進部の審査の段階で、公共交通のところ、他市町でも実施されておるところがあるということで、通学通園バスについて、公共交通との兼ね合いが実施できる部分があるのではないかというような話の中で、その部分については、教育部のほうの管轄のスクールバスであるので、その中身について問題点があるのであればそちらのほうで聞いてくれという部分があったと思いますので、もしその部分があればお願ひしたいなと思うんです。

基本的に設置目的が、児童生徒の通園通学という部分が目的なんで、一般の方々の利用という部分については全然眼中にない部分のものなんで、それをどうこうするという、それは協議の上ということになるかと思うんですけれども、そういうことをやっておる自治体があるということで、その辺の考え方についての質疑だったと思うんですけれども、そこを教育委員会としてはどういうふうに捉えられるかという部分についてちょっとお伺ひしたいと思うんですけど。

○今井委員長 進藤課長。

○進藤教育総務課長 公共交通とスクールバスの兼ね合いなんです、昨年の決算委員会的时候にもあったかと思うんですが、スクールバスのほうですが、時間帯が決まっていますので、授業が始まるまでに学校に着かないといけないので、なかなか公共交通との兼ね合いも難しいところがあると思います。また、スクールバスも通学だけでなく、校外学習などにも、部活動とかにも使っておりますので、なかなか難しい部分はあると思いますが、児童もどんどん減ってきておりますので、将来的なことを考えると検討課題ではあるとは考えております。

○今井委員長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで教育部の決算審査を終わります。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

本日は終了いたします。

(午後 3時03分 散会)